

# 第4章

## 入口支援に有用な 福岡県内の社会資源

入口支援から出口支援まで切れ目のない、息の長い支援を実現するためには、様々な機関や組織の力が必要です。

この章では、福岡県内で福祉サービス、困りごとを抱えた人への支援を担っている機関や組織（社会資源）を紹介します。

## 目次

1	生活支援に関する社会資源.....	1
2	就労支援に関する社会資源.....	7
3	住居確保に関する社会資源.....	20
4	高齢者の生活支援に関する社会資源.....	27
5	障がい者の生活支援に関する社会資源.....	38
6	生活困窮者の支援に関する社会資源.....	47
7	精神疾患・依存症がある人の支援に関する社会資源.....	55
8	児童の支援に関する社会資源.....	61
9	権利擁護・法律相談支援に関する社会資源.....	64
10	ボランティア活動に関する社会資源.....	70
11	参考資料 矯正施設における再犯防止に向けた取組.....	75



# 1

## 生活支援に関する 社会資源

# 1 福岡県地域生活定着支援センター

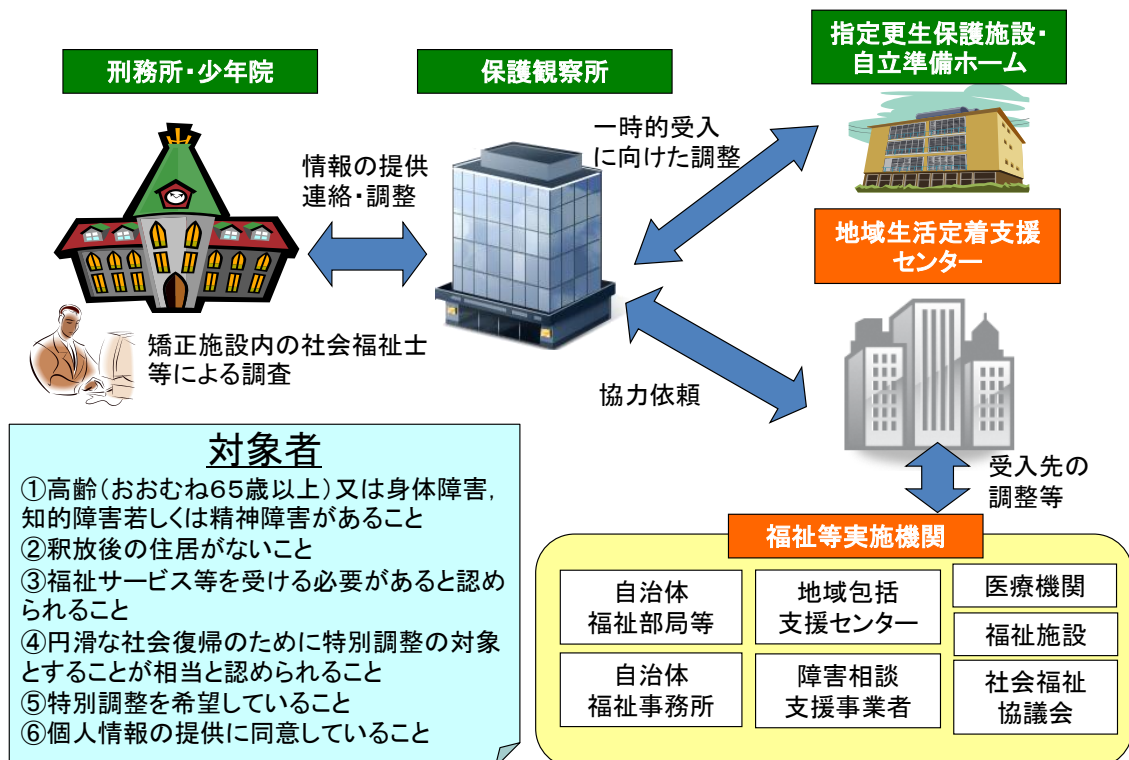
## ◇ 概要

- 刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。このような人たちに必要な支援を行うため、平成21年度から地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。
- 各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。
- 各都道府県に1か所設置されています。※北海道のみ2か所設置

## ◇ 支援内容

- コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。
- フォローアップ業務：コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。
- 相談支援業務：懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

### <地域生活定着支援センターの概要>



## 2 福岡県立ち直りサポートセンター ※令和3年度からは地域生活定着支援センターに統合

### ◇ 概要

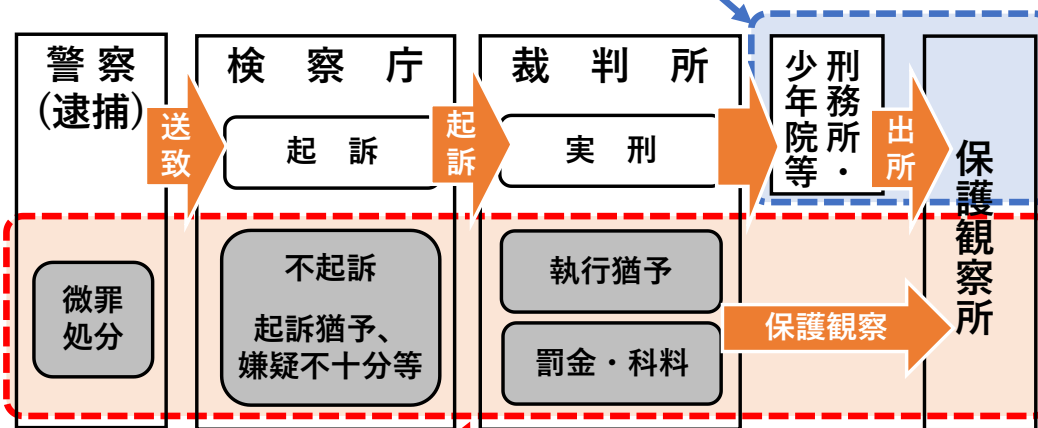
- 平成31年3月に策定した「福岡県再犯防止推進計画」の具体的な取組みとして、国の刑事司法関係機関(福岡地方検察庁、福岡矯正管区、福岡保護観察所等)、支援団体・関係機関等と連携し、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障がいなどにより、福祉的支援(医療的支援を含む)が必要であり、かつ、支援を行うことが適当と認められる人について、地域生活を送るための支援(いわゆる「入口支援」)等、再犯防止に向けた取組みを実施する「福岡県立ち直りサポートセンター」を開設しました。

### ◇ 支援内容

- ①福岡地方検察庁、②福岡県弁護士会、③「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター、④「福岡県性暴力加害者相談窓口」からの依頼を受けて、高齢者、障がい者等に加え、福岡県独自の取組みとして、薬物事犯者、性犯罪加害者を含めた幅広い対象者を支援します。
- 福祉的支援が必要な起訴猶予者等に係る個別支援計画を作成し、就労の確保、住居の確保等の支援を実施します。

### <出口支援と入口支援の対象範囲>

出口支援(福岡県地域生活定着支援センター)の対象範囲  
 ※このうち、高齢又は障がいがあり、帰住先がない人(特別対象者)



入口支援(福岡県立ち直りサポートセンター)の対象範囲

### 3 福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー

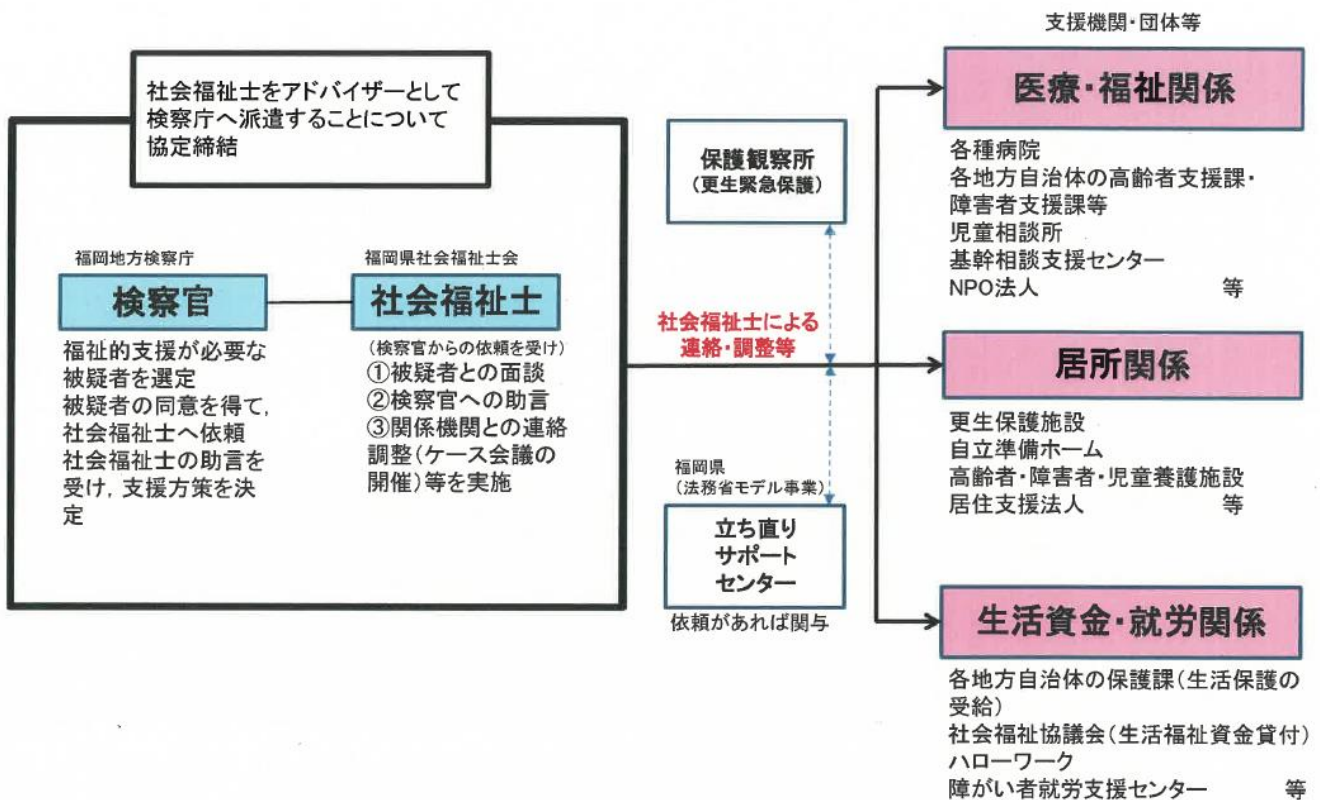
#### ◇ 概要

- 福岡地方検察庁における再犯率等の低下に向けた各種取組の一つとして、再犯防止・社会復帰のために住居及び就労を中心とした生活基盤の安定のため支援が必要と認められる被疑者等を支援するため、福岡県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士をアドバイザーとして派遣しています。

#### ◇ 支援内容

- 各種支援方策の策定、各種期間との連絡調整、被疑者等への助言、各種福祉施設等への同行支援及び福岡県立ち直りサポートセンターへのつなぎ支援等を行っています。

＜福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー派遣の枠組み＞



### 4 保護司

#### ◇ 概要

- 保護司法に基づき、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを目的に国から委嘱されたボランティアです。

#### ◇ 支援内容

- 保護観察：犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事



項) を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

- ・ 生活環境の調整：少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。
- ・ 犯罪予防活動：犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年 7 月は、「社会を明るくする運動」強調月間として、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。

<鉄拳の「社会を明るくする運動」with 法務省（第 66 回「社会を明るくする運動」ショートムービー）>



【YouTube 法務省チャンネル（パラパラマンガ）へリンクします】

## 5 更生保護サポートセンター

- ◇ 更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の諸活動の拠点で、「企画調整保護司」が常駐しています。
- ◇ 更生保護サポートセンターでは、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行っているほか、保護司会の事務運営に当たっています
- ◇ 更生保護サポートセンターの多くは、市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、更生保護関係団体だけでなく、地域の関係機関・団体との会合等にも使われ、地域と連携しながら安心安全な地域環境づくりを行っています。
- ◇ 令和元年度内に全国 886 か所ある保護司会の全てに、更生保護サポートセンターが設置されるよう予算措置がなされました。

### <更生保護サポートセンターの一例>

#### 博多保護区更生保護サポートセンター (平成27年4月開設)

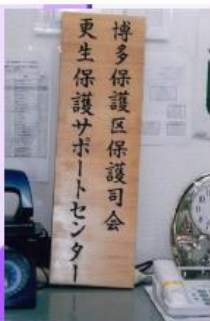
開所日 月曜日～金曜日  
開所時間 午前10時～午後4時  
住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目11-22  
ライオンズマンションJOY博多202号  
電 話 092-292-8174 / FAX092-292-8171

室内全景



#### サポートセンター紹介

サポートセンター看板



私たちのサポートセンターでは、理事会、常任理事会、各種部会等の会議開催、保護観察対象者との面接、さらに、BBS会等関連団体の会議などの場として使用しています。

特に企画調整保護司の皆さんには、会の運営、地域との連携強化等の情報の共有、課題・問題の解決策を共に考え、実行して地域社会に対する保護司への認識の向上に努めています。

情報の発信基地として新人保護司への研修やその連携の強化に努めています。

保護司の皆さんが立ち寄りやすく、相談しやすいサポートセンター作りに取り組んでいます。

書類ロッカー



会議風景



作業風景

- 1 サポートセンターの主な利用団体等  
保護司会 BBS会
- 2 博多保護区保護司開催・参加行事
  - 毎年5月3日 福岡市の祭りどんたくに、ひまわりどんたく隊として参加しています。
  - 毎年7月第一週土曜日に“社会を明るくする運動”博多区大会を開催しています。



# 2

## 就労支援に関する 社会資源

## 1 保護観察所

### ◇ 概要

- ・ 法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放や仮退院になった者、保護観察付の刑の執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関です。
- ・ 保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。刑務所等の矯正施設で行われる「施設内処遇」に対し、施設外、つまり社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われています。
- ・ 保護観察は、保護観察所に配置される保護観察官と、地域で活動する保護司が協働して行います。
- ・ 就労支援に関しては、下記の事業を実施しています。

### ◇ 主な就労支援に関する事業

#### <刑務所出所者等に対する就労支援ハローワーク等と連携した支援対策>

- ・ 平成18年度から法務省と厚生労働省との連携により、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。
- ・ 矯正施設、保護観察所及びハローワーク等が連携する仕組みを構築した上で、矯正施設入所者に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施しています。
- ・ 保護観察対象者等に対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、(1)セミナー・事業所見学会、(2)職場体験講習、(3)トライアル雇用、(4)身元保証等の支援メニューを活用した支援を実施しています。

#### <更生保護就労支援事業>

- ・ 民間のノウハウ・ネットワークを活かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を実施しています。
- ・ 就労の確保が困難な者の就労支援や雇用管理に関する専門知識及び経験を有する就労支援員により、(1)就職活動支援、(2)職場定着支援の2つの支援を実施しています。

#### <協力雇用主に対する支援制度>

- ・ 協力雇用主になるためには、保護観察所に登録する必要があります。
- ・ 本人への接し方や配慮すべき事項等について、心理学・教育学・社会学等の専門的知識をもつ国家公務員である保護観察官及び地域性・民間性をもつボランティアである保護司が助言等の支援を行います。
- ・ 上記「更生保護就労支援事業」において、採用段階から、採用後最長6か月まで本人への接し方や雇用管理に関する相談等の支援を行っています。

<協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金>

- ・ 保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、年間最大72万円の奨励金が支給されます。

<公共工事等の競争入札における優遇制度>

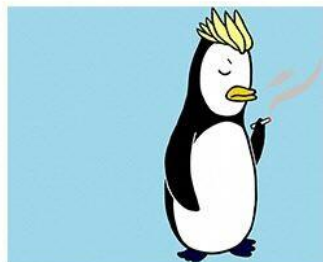
- ・ 公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入について、地方公共団体に働きかけを行っています。
- ・ 福岡県内では、福岡県、福岡市、北九州市、糸島市、大野城市、直方市、春日市、宗像市、太宰府市、那珂川市で加点制度が導入されています。

- ①福岡保護観察所（福岡市中央区）
- ②福岡保護観察所北九州支部（小倉北区）
- ③福岡保護観察所飯塚駐在官事務所（飯塚市）

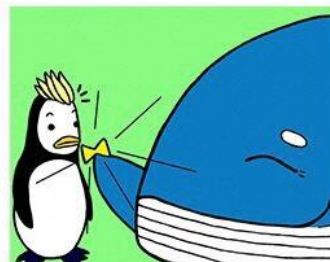
## 2 協力雇用主

- ◇ 協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。
- ◇ 現在、全国で23,316（令和元年10月1日現在）、福岡県内では1,043（令和2年10月22日時点）の事業者が登録しています。
- ◇ また、協力雇用主会が地区単位、都道府県単位で組織されており、協力雇用主の活動をバックアップしています。

●ホゴちゃんの更生ものがたり



昔のボクは、悪いことばかりする  
非行ペンギンでした。



でも、保護司のクジラ先生や、

1 2  
3 4



協力雇用主のアシカ親方のおかげで、



立ち直りました！  
更生ペンギンです！

<福岡県内の市町村別協力雇用主登録数（令和2年10月22日時点）>

市町村名	登録数	市町村名	登録数	市町村名	登録数	市町村名	登録数
北九州市	259	筑紫野市	7	篠栗町	1	大刀洗町	7
福岡市	328	春日市	8	志免町	18	大木町	1
大牟田市	15	大野城市	13	須恵町	11	広川町	3
久留米市	50	宗像市	7	新宮町	5	香春町	0
直方市	10	太宰府市	15	久山町	2	添田町	0
飯塚市	43	古賀市	12	粕屋町	11	糸田町	0
田川市	10	福津市	4	芦屋町	3	川崎町	7
柳川市	3	うきは市	6	水巻町	0	大任町	0
八女市	5	宮若市	6	岡垣町	1	赤村	0
筑後市	15	嘉麻市	11	遠賀町	5	福智町	6
大川市	5	朝倉市	11	小竹町	0	苅田町	10
行橋市	7	みやま市	5	鞍手町	3	みやこ町	3
豊前市	3	糸島市	11	桂川町	2	吉富町	1
中間市	9	那珂川市	18	筑前町	6	上毛町	2
小都市	6	宇美町	12	東峰村	0	築上町	3

### 3 コレワーク（矯正就労支援情報センター）九州（福岡市東区）

◇ 概要

- ・ 受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する人を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいます。

※ 「コレワーク」という名称は、「C orrection：受刑者等の矯正」、「C ore：中核」、「C ollection：全国の受刑者等の情報収集」を表す「コレ」に仕事を表す「ワーク」をつけることで、矯正就労支援情報センター室が、受刑者等を仕事に結び付ける支援を通じて再犯防止の核となる決意を表わしています。

◇ 事業内容（受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、以下の3つのサービスを提供）

- ① 雇用情報提供サービス：全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介
- ② 採用手続き支援サービス：事業主の方の矯正施設での採用手続きを広くサポート
- ③ 就労支援相談窓口サービス：事業主の方に対する各種支援制度のご案内、事業主に対する矯正施設見学会、職業訓練見学会等の案内

#### 4 法務少年支援センターふくおか（福岡市南区），法務少年支援センターこくら（北九州市小倉南区）

##### ◇ 概要

- ・ 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関，学校・教育関係機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は子どもから大人まで幅広くお受けしています。
- ・ 法務少年支援センターふくおか及び法務少年支援センターこくらでは、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、下記の支援を心理学等の専門家が行っています。

##### ◇ 事業内容

- ・ 能力・性格の調査
- ・ 職業適性検査の実施（及びフィードバック）
- ・ 問題行動の分析や指導方法等の提案
- ・ 子供や保護者に対する心理相談
- ・ 仕事や職場の人間関係等に関する相談
- ・ 事例検討会（ケース会議）等への参加
- ・ 研修・講演
- ・ 法教育授業等

#### 5 特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構（福岡市中央区）

##### ◇ 概要

- ・ 経済団体や事業者の協力により犯罪者や非行少年の就労支援を行い、円滑な社会復帰を助けることによって、安全で安心な社会づくりに貢献する組織です。
- ・ 刑務所出所者、保護観察対象者その他の課題を抱える人の就労支援と、受け入れてくださる協力雇用事業所の拡大サポートを行っています。

##### ◇ 事業内容

- ・ 雇用協力事業者の開拓事業：雇用協力事業者の増加並びに各地域及び業種職種の拡大を図り、対象者の就労を確保し、再犯を防止する。
- ・ 雇用協力事業者助成事業：雇用協力事業者が対象者を雇用した場合の諸経費等の助成を行う。
- ・ 就労支援制度の実施事業：雇用事業所等での職場体験講習、就労セミナー、就職説明会等を実施する。また、刑務所等に協力雇用主を派遣し講話を行ってもらうことで、出所後の自立を促す。
- ・ 雇用協力事業者等研修事業：雇用協力事業者の交流を図るとともに、協力雇用主に対し、個別又は研修会等を通じ、雇用の意義や採用後の雇用管理のノウハウ等の情報提供や相談を行う。



- ・ 犯罪予防の広報・啓発事業：犯罪予防を図るための就労支援事業の必要性、重要性について積極的に広報し、より多くの県民の理解と協力を得られるよう努める。
- ・ 弁護士（少年事件の付き添い）からの就労支援依頼事業：福岡県弁護士会は全国に先駆けて、少年事件（主として観護措置事案）の付き添い弁護活動をしているが、それが有効に期するためには就労の確保が不可欠であることから、就労支援の協力を努める。
- ・ 福岡県警暴力団対策部からの就労支援依頼事業：福岡県警の暴力団壊滅作戦により離脱する組員が増加している。その離脱した組員の自立更生、特にその就労は困難であるため、雇用協力事業者やハローワーク等と連携しながら就労支援を実施する。
- ・ 非行少年等の就労支援事業（受託事業）：福岡県青少年育成課が実施する事業。非行等の問題を抱える少年の再犯を防止し、その健全な育成を図るため、社会的に自立させることを目的に、非行少年等に対して、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援を行う。
- ・ 協力雇用主の活動を支援する取組として、令和2年度から「福岡県協力雇用主会特別会員」制度を開始。会員が実際に雇用した場合、会員への給与助成を行う制度、矯正施設等見学会の案内、研修会の開催等の支援を受けることができます。

## 6 日本財団職親プロジェクト

### ◇ 概要

- ・ 企業の社会貢献活動と連携し、少年院出院者や刑務所出所者に就労支援のみでなく、住居、教育、仲間作りの機会を一体的に提供することで、更生と社会復帰を支援するとともに、再犯率低下の実現を目指す取組みです。
- ・ 2013年にスタートし、78社（東京13社、新潟11社、大阪26社、和歌山15社、福岡13社）が登録しています。
- ・ 対象者は、少年院出院者・刑務所出所者で就労意欲の高い、入院・入所事犯が初入であり、犯罪傾向の進んでいない者を基本として、一部の重大事犯、薬物事犯、強制わいせつ事犯への支援も行っています。

### ◇ 特徴

- ・ 企業は更生支援に取り組むことを公にし、対象者も社内でオープンにしています。
- ・ 法務省、厚生労働省、企業、NPO等と就労状況や課題共有、解決策を協議するための連絡会議を2カ月に1回開催し、相互連携した上で矯正施設内において採用活動を行い、出所後の円滑な更生と社会復帰を支援しています。
- ・ 株式会社ヒューマンハーバーは、社内の部門として開設した「そんとく塾」において、独自に開発した教育プログラムにより、矯正施設退所後から就職先での定着までの支援を行っています。対象者は、同社に入社した人に加え、職親プロジェクト参加企業に入社した人も受け入れています。

- ①株式会社木村電気工事店
- ②有限会社九州建設工業
- ③株式会社弘進テック 福岡支店
- ④株式会社大樹
- ⑤株式会社 T・P・T
- ⑥株式会社西日本光創
- ⑦株式会社ヒューマンハーバー
- ⑧有限会社ヒヤマ建設
- ⑨福岡西鉄タクシー株式会社
- ⑩有限会社未来建設
- ⑪有限会社夢創
- ⑫株式会社山本建設建材
- ⑬合資会社 Y M K セブンイレブン福岡渡辺通 1 丁目店

## 7 ハローワーク

- ◇ 「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」、「受刑者等専用求人」により、人材の募集を行うことができます。
- ◇ 「トライアル雇用併用求人」として募集を行うトライアル制度により人材を雇用した場合、職業経験、技能、知識等から直ちに常用雇用による就職が困難と判断される方を、最長 3 か月試行雇用した場合に、1 か月あたり 4 万円× 3 か月（最大 1 2 万円）の施行雇用奨励金を受けることができます。
- ◇ 「障害者専用窓口」が設置されています。ここで求職登録を行うと、障がいについて専門的な知識を持つ担当者から、仕事に関する情報を提供してもらえたり、具体的な就職活動の方法の指導してもらえたり、といった支援を受けられます。
- ◇ ハローワーク福岡中央では、矯正施設入所中の支援対象者に、採用面接時にスーツを貸与する事業を行っています。採用企業に対して働く意欲をアピールしやすくするとともに、受刑者にとっては出所後の生活を意識させる効果が期待されます。

## 8 就労継続支援 A 型事業所（雇用型）

- ◇ 概要
  - ・ 企業等に就労することが困難な者であるが、継続的に就労することが可能な者について、雇用契約を締結した上で、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所です。
  - ・ 福岡県内に就労継続支援 A 型事業所は、289 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。  
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)
- ◇ 対象者
 

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
  - (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
  - (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- ※ 65 歳以上の者については、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

## 9 就労継続支援 B 型事業所

### ◇ 概要

- ・ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所です。
- ・ 福岡県内に就労継続支援 B 型事業所は、592 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。  
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### ◇ 対象者

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50 歳に達している者又は障がい基礎年金 1 級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

## 10 障害者就業・生活支援センター

### ◇ 概要

- ・ 就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の抱える課題に応じて、ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、区市町村障がい者就労支援センター、障がい者職業センター、医療機関、特別支援学校といった関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及びそれに伴う生活面の一体的な支援を行う機関です。
- ・ センター窓口での相談や職場訪問等により指導、相談を実施します。
- ・ 利用期間の定めはありません。
- ・ 福岡県内に就労移行支援事業所は、13 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。  
[障がい者就業・生活支援センター事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### ◇ 事業内容

<就業支援>



## 1.1 就労移行支援事業所

### ◇ 概要

- ・ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
- ・ このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。
- ・ 福岡県内に就労移行支援事業所は、184 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。  
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### ◇ 対象者

- ・ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。
  - (1) 就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方
  - (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する方

## 1.2 就労定着支援事業所

### ◇ 概要

- ・ 就労移行支援など\*を利用して一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。
- ・ 具体的には、①雇用した企業・事業所・自宅などへの訪問や障がい者の来所による月 1 回以上の相談を通じ、生活リズムや体調の管理や家計など、就労に伴い生じている生活面の課題を把握し、②就業先の企業担当者や障がい福祉サービス事業者、医療機関などと連絡を取りながら課題解決に向け、指導・助言などの必要な支援を行います。
- ・ 利用期間は最大 3 年間で、経過後は障がい者就業・生活支援センターなどへ引き継がれます。
- ・ 福岡県内に就労定着支援事業所は、63 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。  
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### ◇ 対象者

- ・ 就労移行支援、生活介護、自立訓練、就労継続支援などを利用して一般就労した方

## 1.3 福岡県若者就職支援センター

### ◇ 概要

- ・ おおむね 3 9 歳までの若者を対象に、きめ細かな個別就職相談をはじめ、セミナーや会社説明会



など多彩な支援メニューを用意し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動・職場定着までをしっかりと支援します。また、対象世代の採用を検討している企業の採用活動のサポートも行っています。

- ・ 福岡（天神）の本所のほか、県内3地域（北九州・筑後・筑豊）にランチを設置しており、県内全域でサービスを提供しています。

#### ◇ 事業内容

- ・ 個別就職相談
- ・ 適性診断、自己分析
- ・ 就職支援セミナー・職種別セミナー
- ・ 社会人インターンシップ：就職氷河期世代の不本意非正規雇用労働者等を対象に、県内企業へのインターンシップを行い、正社員就職の実現に向けた支援を実施しています。
- ・ 職業紹介：センター独自の求人等をご紹介します。加えて、同じフロアに隣接するハローワークで職業紹介を受けることもできます。※日曜・祝日も、センターでの職業紹介が可能です。
- ・ 応募書類作成のためのパソコンやプリンターの利用：自宅にパソコンやプリンターがなくてもセンターで書類を作って印刷することができます。
- ・ インターネットの利用：企業検索や求人検索を行うことができます。
- ・ 書類の閲覧・貸し出し

- ①福岡県若者就職支援センター（福岡市中央区）
- ②福岡県若者就職支援センター北九州ランチ（北九州市小倉北区）
- ③福岡県若者就職支援センター筑後ランチ（久留米市）
- ④福岡県若者就職支援センター筑豊ランチ（飯塚市）

### 1.4 福岡県中高年就職支援センター

#### ◇ 概要

- ・ おおむね40歳からの中高年求職者の皆さんを対象に、個別就職相談、職業紹介、専門研修、面接会などをワンストップで実施しています。
- ・ また、就職活動のノウハウを身に着けるためのセミナーや就職活動に不安を抱えている方に対する専門家による「心の健康相談」など、様々な支援メニューを用意し、新しい就職先が見つかるまで、しっかりと支援します。

#### ◇ 業務内容

- ・ 就職に関する個別相談、技能向上支援
- ・ 求人検索支援（センターに設置しているパソコンでハローワークで公開されている求人が検索できます）
- ・ 職務経歴書作成支援
- ・ 職業相談員による職業紹介
- ・ 研修（厚生労働省事業として、フォークリフト運転技能講座、介護職員初任者研修を実施）

- ・ セミナー（福岡県事業として、販売・接客（サービス業）セミナー、警備員セミナー、ビルメンテナンス（マンション管理）セミナー、物流セミナーを実施）

## 1 5 地域若者サポートステーション

### ◇ 概要

- ・ 学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職業に就けず悩んでいる若者（15歳～49歳）を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを行っています。
- ・ ハローワーク、ひきこもり地域支援センター等と連携し、就職氷河期世代の支援を行っています。

### ◇ 事業内容

- ・ キャリアコンサルタントなどによる、一人一人の状態にあわせた相談を行います。メンタル面の支援が必要な方に対しては、心理専門職によるカウンセリングも行っていきます。また専門的な支援が受けられるよう、必要に応じて外部の適切な支援機関・団体等をご紹介します。
- ・ コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練など、段階に応じたプログラムを複数用意し、ステップアップを図ります。（サポステ塾）
- ・ 職場見学・就労体験
- ・ ご家族や保護者を対象としたセミナーや個別相談
- ・ フリースペースの利用（福岡、北九州のみ）
- ・ 就業後の定着、ステップアップ支援
  - ①福岡若者サポートステーション（福岡市中央区）
  - ②北九州若者サポートステーション（北九州市小倉北区）
  - ③筑後若者サポートステーション（久留米市）
  - ④筑豊若者サポートステーション（飯塚市）

## 1 6 福岡県立高等技術専門学校

### ◇ 概要

- ・ 福岡県が設置運営している公共職業能力開発施設です。
- ・ 入校料、授業料無料で、訓練を受けることができます（訓練生本人の所有に帰するテキスト・工具・作業服・各種資格受験料等の代金（入校経費）は自己負担）。

### ◇ 事業内容

- ・ 施設内訓練として、プログラム設計科・自動車整備科・電気設備科・デジタルエンジニアリング科・建築科・介護サービス科・ロボット溶接技術科・OA事務科・アパレルサービス科等の科目を設置している他、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練を実施しています。
  - ①福岡高等技術専門学校（福岡市東区）
  - ②戸畑高等技術専門学校（北九州市戸畑区）
  - ③小竹高等技術専門学校（鞍手郡小竹町）
  - ④久留米高等技術専門学校（久留米市）

- ⑤大牟田高等技術専門校（大牟田市）
- ⑥田川高等技術専門校（田川市）
- ⑦小倉高等技術専門校（北九州市小倉南区）

## 1.7 福岡県障害者職業能力開発校

### ◇ 概要

- ・ 国が設置し、福岡県が運営している公共職業能力開発施設（所在：北九州市若松区）です。
- ・ 入校料、授業料無料で、訓練を受けることができます（訓練生本人の所有に帰するテキスト・工具・作業服・各種資格受験料等の代金（入校経費）は自己負担）。
- ・ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方（手帳の有無を問いません）を対象とした訓練を行っています。

### ◇ 事業内容

- ・ 施設内訓練として、機械 CAD 科・プログラム設計科・商業デザイン科・OA 事務科・建築設計科・流通ビジネス科の 6 科目の職業訓練を実施しています。
- ・ 施設内訓練には、視覚に障がいのある方を対象とした流通ビジネス科音声パソコンコースや、知的障がいのある方を対象とした総合実務科があり、令和 3 年度から精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を対象に、職域開発科を新設します。

# 3

## 住居確保に関する 社会資源

### 1 更生保護施設（法務省ホームページ・法務省プレゼン資料から引用）

- ◇ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、法務大臣の認可を受けて運営している施設です。
- ◇ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間、収容保護します。
- ◇ 施設の規模はさまざまですが、平均すると定員 20 人程度です。居室は共同又は個室です。
- ◇ 集団で生活し、その自立に向けた生活指導などを行う専門の職員がいます。
- ◇ 全国に 103 か所あり、福岡県内には 7 か所あります。

### 2 自立準備ホーム（法務省ホームページから引用）

- ◇ 平成 23 年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始した制度で、あらかじめ保護観察所に登録された N P O 法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして、自立を促します。
- ◇ 施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導などを行います。
- ◇ 居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。
- ◇ 保護の期間は更生保護施設に準じます。
- ◇ 全国で 655 か所（411 事業所）が登録（H31.4.1 現在）しており、福岡県内には約 30 か所あります。

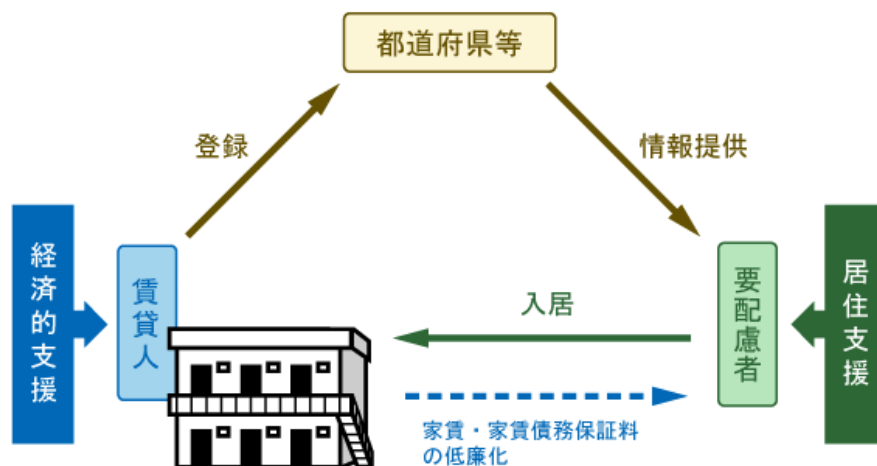
### 3 セーフティネット住宅（国土交通省ホームページから引用）

- ◇ 平成 29 年 10 月 25 日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（「住宅セーフティネット法」）が施行され、高齢者・低額所得者や子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要するもの（以下「住宅確保要配慮者」）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が創設されました。
- ◇ セーフティネット住宅は、面積、構造及び設備等の一定の基準を満たす住宅を賃貸住宅の賃貸人等が政令市（北九州市、福岡市）及び中核市（久留米市）の範囲はそれぞれの市に、それ以外は県に登録申請をするものです。
- ◇ 全国に総登録件数 47,216 件 総登録戸数 355,588 戸（令和 3 年 3 月 24 日時点）が登録されており、福岡県内では 2,159 戸（令和 3 年 3 月 24 日時点）登録されています。

<セーフティネット住宅情報提供HP>

[セーフティネット住宅情報提供システム \(safetynet-jutaku.jp\)](http://safetynet-jutaku.jp)

<住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の概要>



（出典：国土交通省ホームページ）



#### 4 居住支援法人（国交省パンフレットから引用）

- ◇ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。
- ◇ 指定される法人は、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等です。
- ◇ 主な業務として、① 登録住宅の入居者への家賃債務保証、② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③ 見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。
- ◇ 全国で 367 法人指定（令和 3 年 2 月 26 日時点）されており、福岡県内では 29 法人が指定（令和 3 年 3 月 15 日時点）されています。

[居住支援法人の一覧 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

- ①株式会社あんしんサポート（福岡市城南区）
- ②一般社団法人えにしの会（福岡市中央区）
- ③株式会社N・フィールド（福岡市中央区）
- ④特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター（大牟田市）
- ⑤特定非営利活動法人介護賃貸住宅 NPO センター（福岡市中央区）
- ⑥一般社団法人家財整理相談窓口（東京都新宿区）
- ⑦社会福祉法人共生の里（行橋市）
- ⑧株式会社くらしすてっぷ（福岡市南区）
- ⑨株式会社クラスケア（福岡市中央区）
- ⑩社会福祉法人グリーンコープ（福岡市東区）
- ⑪一般社団法人繋紡会（福岡市中央区）
- ⑫一般社団法人生活支援センター結（久留米市）
- ⑬特定非営利活動法人セーフティネット NeedsMe（福岡市東区）
- ⑭一般社団法人そーしゃる・おふいず（宮若市）
- ⑮ N P O 法人福岡終活・相続支援センターみらいあん（福岡市中央区）
- ⑯ N P O 法人筑紫（直方市）
- ⑰社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（福岡市中央区）
- ⑱ N P O 法人福岡すまいの会
- ⑲ふるさと管理総合株式会社（久留米市）
- ⑳一般社団法人古家空家調査連絡会（福岡市中央区）
- ㉑特定非営利活動法人抱樸（北九州市八幡東区）
- ㉒株式会社ホームアシスト福岡（久留米市）
- ㉓ホームネット株式会社（東京都新宿区）
- ㉔特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク（北九州市八幡東区）
- ㉕株式会社まつしん（太宰府市）
- ㉖社会福祉法人水巻町社会福祉協議会（水巻町）
- ㉗株式会社三好不動産（福岡市中央区）
- ㉘社会福祉法人八女市社会福祉協議会（八女市）
- ㉙特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク（福岡市東区）

## 5 救護施設（全救協ホームページから引用）

- ◇ 救護施設は、身体や精神の障がいや、何らかの課題（生きづらさ）を抱えていて、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設です。
- ◇ 利用者一人ひとりのその人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立を目指した取り組みを行っています。
- ◇ 全国に 185 か所あり、福岡県内には 7 か所あります。  
 <「全救協会員施設情報」サイト>  
[http://www.zenkyukyo.gr.jp/member/me07.htm#mainframe\\_state040](http://www.zenkyukyo.gr.jp/member/me07.htm#mainframe_state040)

①野の花（運営：社会福祉法人野の花学園）（福岡市西区）
②愛の家（運営：社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会）（北九州市小倉北区）
③仁風会（運営：社会福祉法人仁風会）（大野城市）
④梅寿園（運営：社会福祉法人香和会）（田川郡香春町）
⑤第 2 優和園（運営：社会福祉法人福德福祉会）（北九州市小倉南区）
⑥ひびき園（運営：社会福祉法人八健会）（北九州市若松区）
⑦なのみ（運営：社会福祉法人菜文会）（添田町）

## 6 無料低額宿泊所

- ◇ 第 2 種社会福祉事業として位置づけられ、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設です。
- ◇ 原則として個室が用意され、居室使用料は生活保護費の住宅扶助の特別基準の金額以下とし、月 3. 4 万円程度の食費を利用者が負担します。
- ◇ 全国に 570 か所あり、福岡県内には 5 か所あります。  
 無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査結果について（平成 3 0 年調査）厚生労働省社会・援護局保護課より  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000587670.pdf>

所管	名称	設置者	所在地
福岡県	はばた 翔 <small>さと</small> きの里	特定非営利活動法人 シルバーサポートセンターつくし	春日市
北九州市	サポートハウス小倉	特定非営利活動法人 サポートハウス小倉	北九州市小倉北区
	キートス <small>さいのかみ</small> 幸神	社会福祉法人共生の里	北九州市八幡西区
	抱樸館北九州	特定非営利活動法人抱樸	北九州市八幡東区
福岡市	抱樸館福岡	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市東区

## 7 宿所提供施設

- ◇ 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設です。
- ◇ 原則として 1 世帯 1 居室であり、自己負担はありません。

## 8 障がい者グループホーム

- ◇ 障がい者グループホーム（共同生活援助）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第1項に規定された障がい福祉サービスの一つで、身体・知的・精神障がい者及び難病患者等が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で共同生活を送る場です。1つの住居の利用者数の平均は5名程度です。
- ◇ 具体的な利用者像
  - ・ 利用者単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
  - ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
  - ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など
- ◇ 具体的な支援内容
  - ・ 障がい者の方に対し、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の
  - ・ 日常生活上の支援を併せて提供。
- ◇ 必要な設備等
  - ・ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
  - ・ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
  - ・ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
  - ・ 居室の定員：原則1人
  - ・ 居室面積：収納設備を除き7.43㎡
  - ・ 施設を単に小型にしたというものではないこと、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければならない 等

## 9 介護付有料老人ホーム

- ◇ 主に介護を必要とする高齢者が、介護や生活支援を受けて居住する施設
- ◇ 入居条件等
  - ・ 入居条件：原則として65歳以上 自立・要支援1～要介護5
  - ・ 費用：入居一時金0～数千万円、月額費用：15～40万円
  - ・ 居室面積：個室13㎡以上
  - ・ 主なサービス内容：介護サービス（食事、入浴、排せつ） 食事の提供 リハビリ、健康管理 レクリエーション
  - ・ 契約形態：終身利用権方式

## 10 住宅型有料老人ホーム

- ◇ 自立～要介護高齢者が生活支援を受けて居住する施設
- ◇ 入居条件等
  - ・ 入居条件：自立・要介護1～要介護5
  - ・ 費用：入居一時金0～数千万円、月額費用：15～30万円
  - ・ 居室面積：個室13㎡以上
  - ・ 主なサービス内容：身体介護、食事の提供、生活支援、健康管理のいずれか1つ以上を提供
  - ・ 契約形態：終身利用権方式

## 1.1 サービス付き高齢者向け住宅

- ◇ 「バリアフリー構造や一定の設備を備えた住居」と「ケアの専門家による見守りサービス」を備えた住宅
- ◇ 入居条件等
  - ・ 入居条件： 60 歳以上または要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の者及びその同居者（※）
    - ※ 同居者： 配偶者、60 歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族
  - ・ 居室面積： 原則 25 m<sup>2</sup>以上 ※条件を満たせば 18 m<sup>2</sup>以上でも可
  - ・ 設備： 原則として、各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
  - ・ バリアフリー構造であること
  - ・ 必須サービス： 状況把握サービス及び生活相談サービスを必ず提供すること

## 1.2 自立援助ホーム

- ◇ 概要
  - ・ 「自立援助ホーム」とは、なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則として 15 歳から 20 歳まで（状況によって 22 歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。
  - ・ 「働かざるを得なくなった」という意味は、本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた状況を指します。しかしほとんどの場合、15 歳の義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない子どもたちは、意欲や能力の面において十分一人で生活できる状況にあるとは言いがたいのが現状です。
  - ・ それにもかかわらず、「自立」させられた場合、職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応ができません。そのような子どもたちに対し、社会的援助が必要だと感じた関係者のボランティア活動によって創設されたのが、現在の「自立援助ホーム」の始まりです。
- ◇ 目的
  - ・ 生き生きと生活できる場、安心して生活できる場を提供し、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付け、子どもたちが経済的にも精神的にも自立できるように援助する事を目的としています。
- ◇ 法的位置づけ
  - ・ 児童福祉法第 6 条の 3、児童福祉法第 33 条の 6「児童自立生活援助事業」として第 2 種社会福祉事業に位置付けられます。
- ◇ 全国に 197 か所あり、福岡県内には 10 か所あります。

[自立援助ホーム一覧（令和 3 年 1 月 1 日現在） - 全国自立援助ホーム協議会 H P](#)

①	ケイ	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
②	ケイ セカンド	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
③	ケイ アネックス	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
④	ケイ フロンティア	一般社団法人 Center of the field	福岡県行橋市
⑤	紙ひこうき	一般社団法人 ちくほうのみらい研究所	福岡県飯塚市
⑥	えん	(N)アイグループ	福岡県春日市
⑦	リーブ	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県筑紫野市
⑧	かんらん舎	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県福岡市
⑨	結ホーム	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県福岡市
⑩	カルーナ FUKUOKA	公益財団法人 福岡 YWCA	福岡県福岡市

### 1.3 福岡県一時的住居提供事業

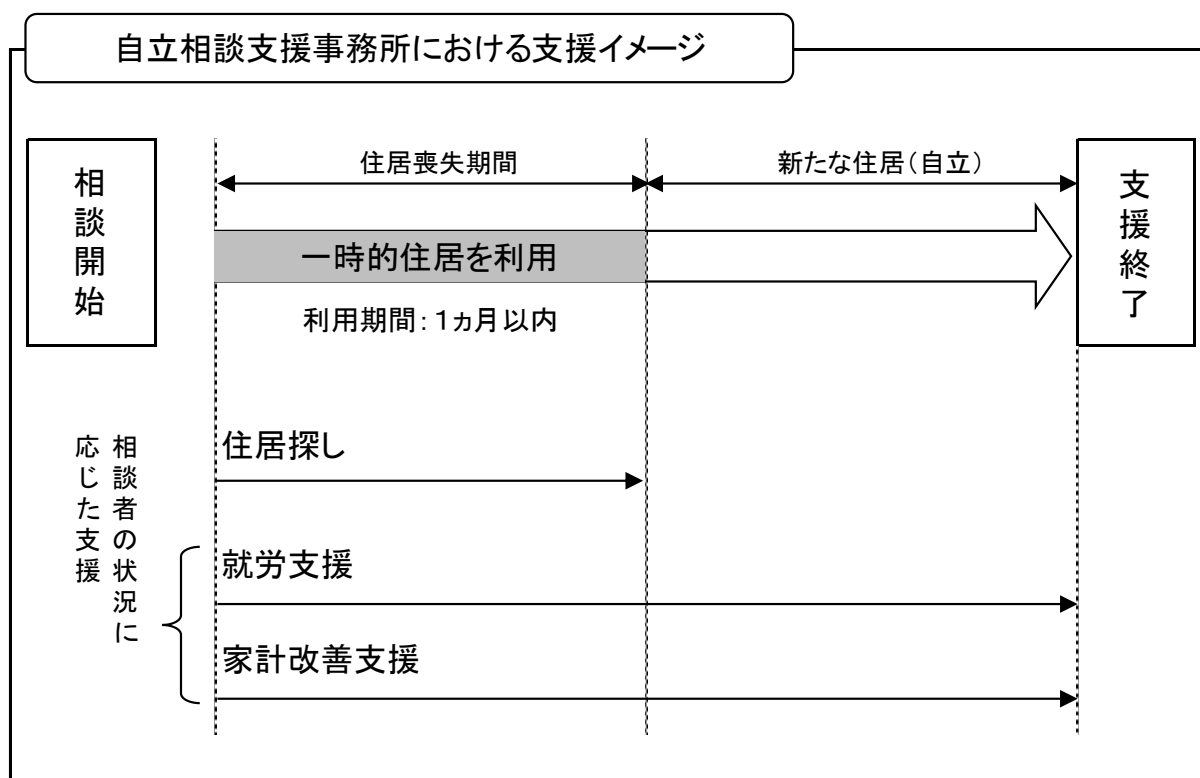
#### ◇ 事業の目的

- ・ 住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、一定の期間、宿泊場所の供与、食事の提供等日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供により、安定的な生活を営めるよう支援するもの。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業。（制度上の名称は一時生活支援事業）

#### ◇ 事業の概要

- ・ 住居を失った、又は失うおそれのある方に対して一時的に住居等の提供を行い、その後の転居、就労、就学支援につなげることにより、支援対象者の自立を支援する。
- ・ 福岡県自立相談支援事務所（子ども支援オフィス併設）に相談を行った者で、自立相談支援事務所等が本事業の利用対象者であると判断し、対象者が同意した場合に、県と協定を結んだホテル等の宿泊施設を利用して宿泊場所を供与する。

対象者	住居を失った、又は失うおそれのある生活に困窮する者 ※ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を踏まえ、これまで「生活に困窮する子育て世帯」に限定していた本事業の対象を拡大し、「生活に困窮する者」とした。（令和2年4月17日要綱改正）
対象地域	郡部（町村） 自立相談支援事務所は県内5か所に設置 ※ 市部は北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市において一時生活支援事業を実施（令和2年度時点）。対象や事業スキーム等は各市が独自に定めている。
利用期間	2週間程度（最長1か月）



# 4

## 高齢者の生活支援 に関する社会資源

## <介護の相談・ケアプラン作成>

### 1 地域包括支援センター（各市町村）

- ◇ 地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設です。
- ◇ 市町村が直営で運営する場合と、市町村が社会福祉法人等に委託して運営する場合があります。  
（参考）
  - 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,167か所。（平成31年4月末現在）
  - 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が21.7%、委託型が78.3%で、委託型が増加傾向。
  - 委託の場合、委託先は、社会福祉法人約54.4%、社会福祉協議会約17.6%、医療法人約17.6%、その他約10.4%
- ◇ 福岡県内には、212か所の地域包括支援センターがあります（令和2年10月時点）。  
[福岡県内の地域包括支援センター一覧 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://www.fukuoka.lg.jp)

### 2 居宅介護支援

- ◇ 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現するため、要介護者やその家族の依頼を受けて、要介護者の意思を尊重しつつ、その心身の状況、生活環境等に配慮し、居宅において最も適切な保健・医療・福祉サービス等を利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）\*を作成します。
- ◇ また、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行うなど、要介護者ができる限り居宅での生活を続けられるよう支援するとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合には、適切な施設の紹介等を行います。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,570事業者であり、令和元年度は、年間1,178,658人の利用がありました。

## <訪問型サービス>

### 3 訪問介護（ホームヘルプ）

- ◇ 訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の日常生活上の世話をを行います。
- ◇ また、訪問介護員は、利用者が通院等のために使用する車両への乗車又は降車への介助を行うとともに、乗車前又は降車後の屋内外の移動等の介助、受診等の手続を行います。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,472事業者であり、令和元年度は年間8,758,800回の利用がありまし



た。

#### 4 訪問入浴介護

- ◇ 要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介護を行い、身体の清潔の保持と心身機能の維持・向上等を図ります。通所サービスによる入浴介護を利用できない場合や、居宅の浴槽では訪問介護等による入浴介護が困難な場合に、特にその機能が発揮されます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和3年12月現在で46事業者であり、令和元年度は年間81,616回の利用がありました。

#### 5 訪問看護

- ◇ 病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者に対して、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で718事業者（実際にサービスを提供したみなし指定の事業者を含む）であり、令和元年度は、年間1,578,786回の利用がありました。

#### 6 訪問リハビリテーション

- ◇ 病状が安定期にあり、医師の診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者に対して、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で252事業者（実際にサービスを提供したみなし指定の事業者を含む）であり、令和元年度は年間510,007回の利用がありました。

#### 7 夜間対応型訪問介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者に対し、夜間における定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

夜間対応型訪問介護事業者は、令和2年（2020年）12月現在で7事業者となっています。

#### 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者に対し、日中・夜間を通じた定期的な巡回訪問と通報による随時対応により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、療養上の世話又は診療上の補助など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、令和2年（2020年）12月現在で63事業所となっています。

＜通所型サービス＞

9 通所介護（デイサービス）

- ◇ 在宅の要介護者を老人デイサービスセンターに送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスの提供を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,245事業者であり、令和元年度は、年間7,467,759回の利用がありました。

10 通所リハビリテーション（デイケア）

- ◇ 病状が安定期にあり、医師の診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者に対し、送迎用リフトバス等により、在宅の要介護者を介護老人保健施設や病院・診療所の通所リハビリテーション（デイケア）に送迎し、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションの提供を行い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で583事業者であり、令和元年度は2,320,428回の利用がありました。

11 地域密着型通所介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者を老人デイサービスセンター（利用定員18人以下のものに限る。）に送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービス提供を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在784事業者であり、令和元年度は年間1,829,542回の利用がありました。

12 認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の認知症の要介護者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスの提供を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で124事業者であり、令和元年度は年間219,652回の利用がありました。

## <短期間の宿泊サービス>

### 1.3 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ◇ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に、在宅の要介護者を短期間入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で、423事業者であり、ショートステイ専用居室は4,707床確保されており、令和元年度は年間1,195,207日の利用がありました。

### 1.4 短期入所療養介護（ショートステイ）

- ◇ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に、病状が安定期にある在宅の要介護者を短期間入所させて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で256事業者であり、年間104,641日の利用がありました。

## <訪問・通い・宿泊を組み合わせるサービス>

### 1.5 小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

- ◇ 日中のサービス拠点への通いを中心に、在宅の要介護者の心身の状況や希望に応じて、随時、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。高齢者の生活リズムを作るとともに、社会との接点を維持し、本人のみならず家族にとつての安心感につなげながら、在宅での生活の継続を支援します。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で282事業者であり、令和元年度は年間52,400人の利用がありました。

### 1.6 看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

- ◇ 医療ニーズの高い在宅の要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供します。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で31事業者であり、令和元年度は年間6,135人の利用がありました。

## <施設・居住系サービス>

### 1.7 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ◇ 入居定員30人以上の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、要介護3以上の人が及び要介護1又は要介護2の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があると認められる人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及

び療養上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で333施設(22,317床)となっています。

### 18 介護老人保健施設（老健）

- ◇ 病状が安定期にある要介護者を入所させて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指します。

医療法上の病院や診療所ではないものの、医療法や健康保険法上は同様に取り扱われ、管理者や開設者については、医療法の規定が準用されています。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で176施設（14,692床）となっています。

### 19 介護医療院

- ◇ 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として平成30年度（2018年度）から介護医療院が創設されました。

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

介護医療院は、令和3年2月1日現在で38施設、入所定員2,390人となっています。

### 20 介護療養型医療施設

- ◇ 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟であって、介護保険が適用される病床を有する病院又は診療所において、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。介護医療院の創設に伴い、介護医療院等への転換などを進めることとされ、転換の期限は平成36年（2024年）3月31日まで再度延長されています。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で32施設（969床）となっています。

### 21 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・養護老人ホーム及び経費老人ホーム等）

- ◇ 有料老人ホーム等（入居定員29人以下で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるものを除く。）に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

#### ○介護専用型特定施設入居者生活介護

入居定員 30 人以上で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られる有料老人ホーム等で行われる特定施設入居者生活介護をいいます。

#### ○混合型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者及びその配偶者等に限られていない有料老人ホーム等で行われる特定施設入居者生活介護をいいます。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

特定施設入居者生活介護事業者は、令和 2 年（2020 年）12 月現在で 225 事業となっています。

### 2.2 サービス付き高齢者向け住宅

- ◇ サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅として、高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅等を一本化して創設されました。
- ◇ 住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の基準を満たすとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えるものです。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

県に登録されたサービス付き高齢者向け住宅は、令和 3 年 3 月 31 日現在で 102 棟（3,856 戸）です。

### 2.3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（地域密着型サービス）

- ◇ 比較的安定した状態にある認知症の要介護者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対して、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行い、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営めるようにします。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

令和 2 年 12 月現在で 674 事業者（10,131 床）であり、令和元年度は年間 115,164 人の利用がありました。

### 2.4 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）

- ◇ 入居定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、要介護 3 以上の人及び要介護 1 又は要介護 2 の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる人を入所させて、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、令和 2 年（2020 年）12 月現在で

92 事業者となっています。

## 25 地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型サービス）

- ◇ 有料老人ホーム等（入居定員 29 人以下で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもの）に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和 2 年 12 月現在で 17 事業者（359 床）であり、令和元年度は月平均 344 人の利用がありました。

### <上記以外の老人福祉施設等>

## 26 養護老人ホーム

- ◇ 65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な人を入所させて養護するとともに、自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導や訓練等を行う施設です。

「環境上の理由」とは、在宅において一人で生活することが困難であると認められる場合などです。

また、「経済的な理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けている場合や、本人やその家族が市町村民税の所得割を課せられていない場合などです。養護老人ホームへの入所は、市町村の措置によります。

入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

令和 2 年 4 月 1 日現在で 40 施設（定員 2,612 人）が設置されています（休止中のものを除く）。

## 27 軽費老人ホーム・ケアハウス

- ◇ 60 歳以上（夫婦の場合どちらか一方が 60 歳以上）で、かつ、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる高齢者であって、家族による援助を受けることが困難な人を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。

食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指します。

入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

令和 2 年 4 月 1 日現在で 126 施設（定員 5,665 人）が設置されています（うち経過的経費老人ホームは 25 施設（定員 1,480 人））。

## 28 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

- ◇ 老人デイサービスセンターに居住部門を兼ね備えた小規模多機能施設です。おおむね 60 歳以上の高齢者の単身者又は夫婦のみ世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援や住まい、交流の場を総合的に提供する施設です。

居住部門には生活援助員が配置されており、入居者に対する相談・助言や緊急時の対応を行います。また、入居者が介護や生活上の援助を必要とする状態になった場合は、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

### 【福岡県内のサービスの現状】

生活支援ハウスは、市町村が実施する施設サービスで、定員はおおむね 10 人程度の小規模な施設です。

## 29 有料老人ホーム

- ◇ 高齢者に住まいを提供し、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設です。3つの類型があり、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームに分類されます。

なお、有料老人ホームがサービス付き高齢者向け住宅の基準を満たす場合は、その登録を受けることができます。

### 【福岡県内のサービスの現状】

令和2年4月1日現在で 941 施設（定員 35,922 人）となっています。

類 型	類型の説明	開設数
介護付	介護が必要になった場合には、その有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護サービスを利用して、生活を継続することができます。	211施設 (定員 11,769人)
住宅型	介護が必要になった場合には、訪問介護等の居宅サービスを利用して、生活を継続することができます。	730施設 (定員 24,153人)
健康型	介護が必要になった場合には、入居契約を解除し、退去することになります。	0施設

### <その他>

## 30 老人福祉センター

- ◇ 高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するための施設です。

老人福祉センターには、標準的機能をもつもの（A型）、保健関係部門の機能を強化し、健康づくり活動の場として利用できるもの（特A型）及びA型の機能を補完するための事業を行うもの（B



型)の3種類があります。また、A型と特A型には浴場の設備も設けられており、その利用料は原則として無料です。

#### 【福岡県内のサービスの現状】

市町村又は社会福祉法人が運営しています。利用者も多く、高齢者同士のつながりをつくる役割を担っており、楽しく健やかに過ごせるコミュニティ施設です。

### 3.1 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

◇ 地域の高齢者の福祉に関する問題について、高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、居宅で介護を受ける高齢者やその家族等と、市町村等の行政機関や、老人福祉施設、医療施設等の事業者等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。

(参考)

・介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」(mhlw.go.jp)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

・サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/>

## 高齢者施設の種類と特徴

施設種類	介護度・年齢	特徴	費用（目安）		
			入居時	月額	その他
養護老人ホーム	・自立 ・65歳以上	生活保護を受けている、又は低所得者で、自宅で生活できない方が対象	なし	0円～10万円	日常生活に必要な雑費
ケアハウス (軽費老人ホーム) 自立型・介護型	・自立～ 要介護5	収入によって利用料金は変動する	0～数百万円	10万～20万円	介護サービス費など
サービス付き 高齢者向け住宅	・自立～ 要介護3	安否確認や生活相談サービスが提供される	0～数十万円	10万～30万円	清掃、洗濯などの費用 介護サービスは別途契約
在宅型 有料老人ホーム	・自立～ 要介護3 ・60歳以上	外部ヘルパーやデイサービス等の利用も可能	数十万～数千万円	10万～25万円	医療費、おむつ代など 介護サービスは別途契約
介護付き 有料老人ホーム	・自立～ 要介護5 ・65歳以上	食事、排泄、入浴などの介護サービスが提供される	0～数千万円	10万～30万円	医療費、おむつ代など
特別養護 老人ホーム (介護老人福祉施設)	・要介護3以上	多床室（相部屋）と、ユニット（10人程度を1つのグループとした）個室があり、看取りも多く実施されている	なし	8万～14万円	医療費、理美容、レクリエーション、嗜好品など
地域密着型 小規模特別養護老人ホーム	・要介護3以上	施設と同一地域内に住民票がある方が対象	なし	8万～14万円	日常生活に必要な雑費、娯楽費など
介護療養型 医療施設	・要介護1以上 ・65歳以上	介護度が高い方向けで、医師や看護師などによるリハビリ、医療、看護ケアを受けられる	なし	8万～25万円	日常生活に必要な雑費
介護老人保健施設	・要介護1以上 ・65歳以上	在宅復帰ができるようにリハビリを行う施設。医師、看護師、リハビリ職、管理栄養士等が常駐	なし	8万～14万円	日常生活に必要な雑費
グループホーム (認知症高齢者共同生活介護)	・要支援2以上 (長期入居は、要介護1以上)	施設と同一地域内に住民票がある方、認知症と診断された方が対象	0～50万円程度	10万～30万円	医療費、おむつ代など

\*対象介護度・年齢は原則であり、施設によって異なることがあります。

\*利用料金はあくまで目安であり、地域等によって異なります。

\*施設の特徴については原則的な役割等を記載したものであり、施設によって内容等も異なることがあります。

出典：全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)ホームページ

# 5

## 障がい者の生活支援 に関する社会資源

## 1 計画相談支援事業所

### ◇概要

- ・ 障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
- ・ このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

### ◇事業内容

- ・ 障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成。
- ・ 支給決定後の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整。
- ・ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成。

### ◇対象者

- ・ 障がい福祉サービスの申請、変更の申請に係る方もしくは障がいのある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方

## 2 障がい児相談支援事業所

### ◇概要

- ・ 障がい福祉サービスの利用申請時の「障がい児支援利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「障がい児支援利用計画」の作成を行います。
- ・ このサービスでは、障がいのあるご子どものご家族の意思を尊重し、常にご家族、ご本人の立場で考え、障がいのあるご子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

### ◇事業内容

- ・ 障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「障がい児支援利用計画案」の作成。
- ・ 支給決定後の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整。
- ・ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「障がい児支援利用計画」の作成。

### ◇対象者

- ・ 障がい福祉サービス等の申請、変更の申請に係る方もしくは障がいのある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方

## 3 地域移行支援事業所

### ◇概要

- ・ 障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
- ・ このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から

新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

◇事業内容

- ・ 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・ 地域生活への移行のための外出時の同行
- ・ 障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用  
体験宿泊
- ・ 地域移行支援計画の作成

◇対象者

- ・ 次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。
  - (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方  
※児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の方も対象。
  - (2) 精神科病院に入院している精神障がいのある方  
※直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。
  - (3) 救護施設または更生施設に入所している障がいのある方
  - (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がいのある方  
※指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される方が対象です。
  - (5) 更生保護施設に入所している障がいのある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある方

#### 4 地域定着支援事業所

◇概要

- ・ 単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
- ・ このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

◇事業内容

- ・ 常時の連絡体制の確保（夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保）
- ・ 緊急時の対応（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援）

◇対象者

- ・ 次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

- (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方
- (2) 居宅において家族と同居している障がいのある方であっても、その家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方
  - ※障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。
  - ※共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

## 5 障がい者基幹相談支援センター

### ◇ 概要

- ・ 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

### ◇ 事業内容

#### 障がい福祉サービスの利用に関する相談

- ・ 障がい福祉サービスの内容や事業所に関する情報の提供
- ・ サービス利用の助言や利用申請の援助
- ・ サービスを利用するための関係機関との調整

#### 暮らしに関する相談

- ・ お金の管理に関すること
- ・ 交通機関などの移動手段の利用に関すること
- ・ 趣味や余暇活動に関すること

#### 専門機関の紹介

- ・ 相談者の状況に応じて、就労の支援を行う機関や医療機関などの専門機関を紹介

#### 権利擁護の相談

- ・ 成年後見制度の内容や利用に関すること
- ・ 障がい者虐待防止センターと連携した支援

#### 地域で困っている障がいのある方の支援

- ・ 生活面で困っている障がい者がいた場合に、家庭訪問などで相談対応
- ・ 必要に応じてサービスの利用などを調整

#### 緊急時の支援

- ・ 緊急に支援が必要な場合は、緊急一時預かりなどを関係機関と調整（休日・夜間などセンターが開設されていない時間帯も相談を受け付け）

### ◇ 対象者

- ・ 基幹相談支援センターを設置している市町村に在住の障がい（疾病）のある方やそのご家族
  - ※ 障がい種別、障がいの診断の有無は問わず、ご利用いただけます。
- ・ 地域の方

- ・ 障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係機関

## 6 住宅入居等支援事業所（居住サポート事業所）

### ◇概要

- ・ 賃貸契約による一般住宅（※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

### ◇事業内容

- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障がい者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行います。
  - （1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）  
※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行います。
  - （2）24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行います。）
  - （3）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整  
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

### ◇対象者

- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者。（ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。）
- ・ 具体的な事業所のリスト（膨大な場合は件数のみ紹介）



## <訓練のためのサービス>

### 7 自立訓練（機能訓練）

- ◇ 身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ◇ このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方などの地域生活への移行を支援します。

### 8 自立訓練（生活訓練）

- ◇ 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ◇ このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。

### 9 宿泊型自立訓練

- ◇ 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、障がいのある方の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

### 10 就労移行支援

- ◇ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
- ◇ このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

#### 11 就労継続支援 A 型（雇用型）

- ◇ 企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
- ◇ このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

#### 12 就労継続支援 B 型（非雇用型）

- ◇ 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機

会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

- ◇ このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

<相談支援に関するサービス>

### 1.3 地域移行支援

- ◇ 障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

### 1.4 地域定着支援

- ◇ 単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

### 1.5 サービス利用支援

- ◇ 障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
- ◇ このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

### 1.6 継続サービス利用支援

- ◇ 作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
- ◇ このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

### 1.7 障害者就業・生活支援センター

※ 「就労支援に関する社会資源」、参照。

(参考)

・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>

・福岡県 HPI「指定障がい福祉サービス事業所一覧」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sitei-20190501.html>

障がい福祉サービス指定数

〔「福岡県障がい者長期計画（令和3年度～令和8年度）」及び「福岡県障がい者福祉計画（第5期）」・福岡県障がい児福祉計画（第2期）（令和3年度～令和5年度）から引用〕

（令和2年4月1日 現在）

種 別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	398	205	302	59	964
重度訪問介護	324	178	247	47	796
同行援護	131	70	107	28	336
行動援護	20	8	25	3	56
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	259	87	95	26	467
自立訓練(機能訓練)	2	0	3	0	5
自立訓練(生活訓練)	43	17	29	4	93
宿泊型自立訓練	2	5	0	1	8
就労移行支援	85	27	72	8	192
就労継続支援(A型)	130	51	66	30	277
就労継続支援(B型)	317	119	86	36	558
就労定着支援	23	12	20	4	59
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	200	48	74	24	346
自立生活援助	2	0	3	2	7
共同生活援助	277	60	100	34	471
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	68	31	23	18	140
地域定着支援	67	30	22	18	137
計画相談支援	272	91	144	30	537
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	180	61	12	14	267
児童発達支援センター	18	7	10	2	37
保育所等訪問支援	45	8	17	3	73
放課後等デイサービス	379	142	201	38	760
居宅訪問型児童発達支援	6	0	6	0	12
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	215	66	67	24	372
合計	3,578	1,343	1,754	466	7,141

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載

# 6

## 生活困窮者の支援 に関する社会資源

## 1 生活保護制度相談窓口（各市役所福祉事務所、県保健福祉（環境）事務所）

### ◇ 概要

- ・ 日本国憲法第25条に基づき、その困窮の程度に応じて国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活していけるように手助けすることを目的とした制度です。
- ・ 生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。

### ◇ 生活保護の種類

- (1) 生活扶助 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- (2) 住宅扶助 家賃、地代や住宅の補修などの費用
- (3) 教育扶助 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
- (4) 医療扶助 病気やけがの治療のため、医者にかかる費用
- (5) 介護扶助 高齢の方などが、介護サービスを受けるためにかかる費用
- (6) 出産扶助 お産をするための費用
- (7) 生業扶助 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校などで就学するために必要な費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭の費用

※臨時的に必要な費用について、緊急かつやむを得ない場合に対応するため、各種の「一時扶助」などがあり、必要に応じて支給されます。（例：出産一時金、入学準備金、家屋の修理等）

## 2 自立相談支援機関

### ◇ 概要

- ・ 平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まった制度です。生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がないなどの困りごとを抱える方が相談できます。
- ・ 相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
- ・ 所得要件等はなく、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が対象となります。

### ◇ 事業内容

#### <自立相談支援事業>

- ・ 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### <住居確保給付金の支給>

- ・ 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

#### <就労準備支援事業>

- ・ 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

#### <家計改善支援事業>

- ・ 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

#### <就労訓練事業>

- ・ 直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

#### <生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業>

- ・ 子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

#### <一時生活支援事業>

- ・ 住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

#### ◇自立相談支援機関相談窓口一覧

- ①福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（糟屋郡）（糟屋郡粕屋町）
- ②福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（遠賀郡・鞍手郡）（遠賀郡水巻町）
- ③福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（嘉穂郡・田川郡）（田川市）
- ④福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（朝倉郡・三井郡・三潞郡・八女郡）（久留米市）
- ⑤福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（京都郡・築上郡）（行橋市）
- ⑥北九州市門司区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市門司区）
- ⑦北九州市小倉北区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市小倉北区）
- ⑧北九州市小倉南区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市小倉南区）
- ⑨北九州市若松区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市若松区）
- ⑩北九州市八幡東区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市八幡東区）
- ⑪北九州市八幡西区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市八幡西区）
- ⑫北九州市戸畑区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市戸畑区）
- ⑬福岡市生活自立支援センター【株式会社パソナ】（福岡市中央区）
- ⑭福岡市生活自立支援センター分室【株式会社パソナ】（福岡市中央区）



- ⑮久留米市生活自立支援センター（西部）【社会福祉法人グリーンコープ】（久留米市）
- ⑯久留米市生活自立支援センター（東部）【西日本エリートスタッフ株式会社】（久留米市）
- ⑰久留米市生活支援第1・2課住居確保給付金受付窓口（久留米市）
- ⑱大牟田市生活支援相談室【社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会】（大牟田市）
- ⑲直方市健康福祉課福祉総務係（直方市）
- ⑳飯塚市生活自立支援相談室【株式会社福岡ソフトウェアセンター】（飯塚市）
- ㉑田川市生活支援課自立支援係（市民ふれあい支援センター）（田川市）
- ㉒柳川市生活困窮者自立相談支援窓口【社会福祉法人グリーンコープ】（柳川市）
- ㉓八女市福祉課生活支援係（八女市）
- ㉔筑後市自立相談支援窓口（筑後市）
- ㉕大川市生活困窮者自立相談支援窓口【社会福祉法人グリーンコープ】（大川市）
- ㉖ゆくはし生活相談センター【社会福祉法人共生の里】（行橋市）
- ㉗豊前市生活困窮者自立相談支援センター【社会福祉法人豊前市社会福祉協議会】（豊前市）
- ㉘中間市市民生活相談センター【特定非営利活動法人抱樸】（中間市）
- ㉙小郡市生活自立相談支援窓口「生活相談支援ステップアップ」【社会福祉法人小郡市社会福祉協議会】（小郡市）
- ㉚筑紫野市暮らしの困りごと相談（筑紫野市）
- ㉛春日市生活困窮者自立相談支援窓口くらしサポート「よりそい」【社会福祉法人春日市社会福祉協議会】（春日市）
- ㉜大野城市福祉課地域福祉担当（大野城市）
- ㉝宗像市生活支援課自立生活支援係（宗像市）
- ㉞太宰府市生活支援課生活支援係（太宰府市）
- ㉟古賀市福祉課保護係（生活再生支援担当）【社会福祉法人グリーンコープ】（古賀市）
- ㊱福津市福祉課生活相談係（福津市）
- ㊲社会福祉法人うきは市社会福祉協議会【社会福祉法人うきは市社会福祉協議会】（うきは市）
- ㊳うきは市福祉事務所保護係（住居確保給付金に関すること）（うきは市）
- ㊴宮若市自立相談支援室（困りごと相談室）【社会福祉法人グリーンコープ】（宮若市）
- ㊵かま自立相談支援センター【社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会】（嘉麻市）
- ㊶朝倉市福祉事務所保護係（朝倉市）
- ㊷みやま市自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（みやま市）
- ㊸糸島市福祉支援課生活支援係【社会福祉法人糸島市社会福祉協議会】（糸島市）
- ㊹糸島市住居確保給付金相談・受付特設窓口（糸島市）
- ㊺那珂川市困りごと相談室【社会福祉法人グリーンコープ】（那珂川市）

参考：厚生労働省自立相談支援機関窓口情報（令和2年05月25日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

### 3 生活福祉資金貸付制度窓口（各市町村社会福祉協議会・福岡県社会福祉協議会）

#### ◇ 概要

- ・ 低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。昭和30年度から各都道府県社会福祉協議会において実施しています。
- ・ その世帯の居住地の市町村社会福祉協議会で貸付け相談・申込みを受け付け、都道府県社会福祉協議会において貸付けの決定を行います。
- ・ 原則として、連帯保証人を必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

#### ◇ 貸付利率

- ・ 連帯保証人を立てる場合：無利子
- ・ 連帯保証人を立てない場合：年1.5パーセント
- ・ 緊急小口資金：無利子
- ・ 教育支援資金：無利子
- ・ 不動産担保型生活資金：年3パーセント又は長期プライムレートのいずれか低い利率

#### ◇ 貸付対象

- ・ 低所得者世帯：必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- ・ 障がい者世帯：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ・ 高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

生活福祉資金貸付（福祉資金）の申込み受付窓口

社会福祉協議会名	電話番号
北九州市社会福祉協議会	093-882-4405
福岡市社会福祉協議会	092-791-5708
大牟田市社会福祉協議会	0944-57-2519
久留米市社会福祉協議会	0942-34-3035
直方市社会福祉協議会	0949-23-2551
飯塚市社会福祉協議会	0948-23-2210
田川市社会福祉協議会	0947-44-5757
柳川市社会福祉協議会	0944-72-5347
八女市社会福祉協議会	0943-23-0294
筑後市社会福祉協議会	0942-52-3969
大川市社会福祉協議会	0944-86-6556
行橋市社会福祉協議会	0930-23-1111
豊前市社会福祉協議会	0979-82-3391
中間市社会福祉協議会	093-244-1230
小郡市社会福祉協議会	0942-73-1120
筑紫野市社会福祉協議会	092-920-8008
春日市社会福祉協議会	092-581-7225
大野城市社会福祉協議会	092-572-7700
宗像市社会福祉協議会	0940-37-1300
太宰府市社会福祉協議会	092-923-3230
古賀市社会福祉協議会	092-944-2941
福津市社会福祉協議会	0940-34-3341
うきは市社会福祉協議会	0943-76-3977
宮若市社会福祉協議会	0949-32-0335
嘉麻市社会福祉協議会	0948-42-0751
朝倉市社会福祉協議会	0946-22-7834
みやま市社会福祉協議会	0944-67-2566
糸島市社会福祉協議会	092-324-1660
那珂川町社会福祉協議会	092-952-4565
宇美町社会福祉協議会	092-931-1008

社会福祉協議会名	電話番号
篠栗町社会福祉協議会	092-947-7581
志免町社会福祉協議会	092-937-3011
須恵町社会福祉協議会	092-933-2160
新宮町社会福祉協議会	092-963-0921
久山町社会福祉協議会	092-976-3420
粕屋町社会福祉協議会	092-938-6844
芦屋町社会福祉協議会	093-222-2866
水巻町社会福祉協議会	093-202-3700
岡垣町社会福祉協議会	093-283-2940
遠賀町社会福祉協議会	093-293-0430
小竹町社会福祉協議会	09496-2-2028
鞍手町社会福祉協議会	0949-42-7800
桂川町社会福祉協議会	0948-65-2271
筑前町社会福祉協議会	0946-42-4555
東峰村社会福祉協議会	0946-74-2012
大刀洗町社会福祉協議会	0942-77-4877
大木町社会福祉協議会	0944-32-2423
広川町社会福祉協議会	0943-32-3768
香春町社会福祉協議会	0947-32-4616
添田町社会福祉協議会	0947-82-2600
糸田町社会福祉協議会	0947-26-4540
川崎町社会福祉協議会	0947-72-5244
大任町社会福祉協議会	0947-63-4828
赤村社会福祉協議会	0947-62-3004
福智町社会福祉協議会	0947-22-6631
荏田町社会福祉協議会	093-434-3641
みやこ町社会福祉協議会	0930-32-2880
吉富町社会福祉協議会	0979-23-5400
上毛町社会福祉協議会	0979-72-2900
築上町社会福祉協議会	0930-56-2223

## 4 子ども支援オフィス

### ◇ 概要

- ・ 平成28年3月に策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組みの一つとして設置された相談窓口です。

### ◇ 事業内容

- ・ 対象家庭へ積極的に向かい相談を受け、相談者が抱える問題に応じた最適な支援を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- ・ 各種施策を実施する関係機関と連絡・調整することで、相談者が必要とする支援を受けられるよう取り組みます。
- ・ 困りごとが解決した後も、相談支援員が一定期間フォローします。

①子ども支援オフィス粕屋オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（粕屋町）

②子ども支援オフィス水巻オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（遠賀郡水巻町）

③子ども支援オフィス田川オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（田川市）

④子ども支援オフィス久留米オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（久留米市）

⑤子ども支援オフィス行橋オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（行橋市）

## 5 福岡県人材バンクエール

### ◇ 概要

- ・ 平成27年に「生活困窮者自立支援制度」が始まり、現在全国各地で、この制度を使った学習支援が行われており、福岡県内でも、様々な自治体で小学生や中学生、高校生を対象とした学習会が開かれています。これらの学習会の実施に必要な不可欠な支援ボランティアを募るため、設立されたものです。
- ・ 学習会は単に勉強を教わるだけでなく、子ども達の居場所としての役割も評価されており、学習会の数は年ごとに増えています。
- ・ 支援ボランティアの確保が容易になることで、子どもの学習支援事業を安定して運営することができます。そのために福岡県では、ボランティア希望者を一括して募集し、学習会を行っている自治体の希望と照らし合わせ、双方をマッチング（結びつけ）する事業を行っています。
- ・ 支援内容は、小中学生の学校の勉強の予習復習、宿題の習慣づけ、見守り等です。細かい内容は学習会によって異なります。
- ・ ボランティアの対象者は、こどもの教育やふれあいに関心のある大学生、教員OB、地域の方々に、特に資格や経験は問いません。

## **6 救護施設**

「住居の確保を支援する機関」参照

## **7 無料低額宿泊所**

「住居の確保を支援する機関」参照

## **8 宿所提供施設**

「住居の確保を支援する機関」参照

# 7

精神疾患・依存症  
がある人の支援に  
関する社会資源

## <精神疾患がある人を支援する社会資源>

### 1. 精神科病院・クリニック

◇ 精神科病院とは、主に精神障がいのある者を治療・保護する病院で、医療法の規定（精神保健福祉法）に基づいた病院です。精神障がい者の治療およびケアに必要な専門職員をもち、入院・外来設備を有する専門病院をいいます。

◇ 精神科病院・クリニック一覧

[福岡県病院名簿 - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### 2. 精神科訪問看護

◇ 精神科訪問看護は、精神障がい者やや心身のケアを要している者へ、看護師や精神保健福祉士・作業療法士などの有資格者が直接自宅や入所されている施設に訪問し、ケアや相談・助言・援助などトータル的なサポートを提供する。

◇ 精神科訪問看護一覧

[福岡県病院名簿 - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

### 3. 精神保健福祉センター

◇ 精神保健福祉に関する研修会の開催、心の健康相談、社会復帰促進等精神保健福祉に関する業務等を行っています。

◇ 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進、精神障がい者の自立と社会参加の促進のための援助を総合的に推進することを目的とした精神保健福祉法に基づく施設です。その他、精神保健福祉についての普及啓発、調査研究、地域精神保健福祉の向上を図るための組織育成、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費、精神医療審査会の事務等を行っています。

◇ 福岡県内には、福岡県・福岡市・北九州市に設置されています。

[福岡県精神保健福祉センター - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

[福岡市 精神保健福祉センター \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

[精神保健福祉センター - 北九州市 \(kitakyushu.lg.jp\)](http://kitakyushu.lg.jp)

### 4. 保健所・保健福祉環境事務所

◇ 保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設です。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。

◇ 保健所・保健福祉環境事務所

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h\\_40.htm](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_40.htm)

## <依存症がある人を支援する社会資源>

### 1 精神保健福祉センター

- ◇ アルコールや薬物依存の問題を含む、さまざまな心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者の方からの相談を受け付けています。
  - ①福岡県精神保健福祉センター（春日市）
  - ②北九州市立精神保健福祉センター（北九州市小倉北区）
  - ③福岡市精神保健福祉センター（福岡市中央区）

### 2 ダルク（DARC）

- ◇ ダルク（DARC）とは、「ドラッグ・アディクション（依存症）・リハビリテーション・センター」の略称で、ドラッグ依存症のセンターです。
- ◇ 覚醒剤、シンナー、市販薬、アルコール等の問題を抱えた人のための、民間の薬物依存症のリハビリ施設です。薬物依存症からの回復者のスタッフもいます。
  - ①九州 DARC デイケア・センター（福岡市博多区）
  - ②北九州 DARC デイケア・センター（北九州市小倉北区）

### 3 マック

- ◇ マック（MAC）とは、「ミッション・アルコール・センター」の略称で、アルコール依存症のセンターです。
- ◇ 自らアルコール依存から回復したアメリカ人神父が 1978 年に東京の下町に開設した、アルコールなどの依存症に苦しんでいる人のための民間リハビリ施設です。
- ◇ 施設によっては、薬物・ギャンブル依存、摂食障がいにも対応しています。
- ◇ 入所施設を併設しているところもあります。
  - ①ジャパンマック福岡（福岡市博多区）
  - ②北九州マック（北九州市小倉北区）

### 4 依存症専門医療機関

- ◇ 概要
  - ・ 福岡県では、依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症の 3 依存症について、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行っています。
  - ・ 依存症専門医療機関は、アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症の治療に取り組んでいる医療機関として、依存症専門医療機関となることを希望する場合に、国が定める選定基準を満たせばなることができます。
  - ・ 依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関である医療機関のうち、依存症の治療拠点となる医療機関としての所定の要件を満たした場合に福岡県が選定します。



◇ 依存症専門医療機関（令和2年7月31日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	アルコール健康障がい	薬物依存症	ギャンブル等依存症
医療法人豊司会 新門司病院	北九州市門司区 猿喰 615	093-481-1368	○	×	×
特定医療法人天臣会 松尾病院	北九州市小倉南区葛原 高松一丁目 2 番 30 号	093-471-7721	○	×	×
医療法人社団翠会 八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中 3 丁目 12 番 12 号	093-691-3344	○	×	○
医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区 雁の巣 1 丁目 26 番 1 号	092-606-2861	○	○	○
うえむらメンタル サポート診療所	福岡市博多区綱場町 5- 1 初瀬屋福岡ビル 6F	092-260-3757	○	○	○
医療法人社団飯盛会 倉光病院	福岡市西区 大字飯盛 664 番地 1	092-811-1821	○	○	○
医療法人富松記念会 三池病院	大牟田市 大字三池 855 番地	0944-53-4852	○	○	○
医療法人社団堀川会 堀川病院	久留米市 西町 510 番地	0942-38-1200	○	○	○
医療法人コミュニテ風と虹 のぞえ総合心療病院	久留米市 藤山町 1730	0942-22-5311	○	○	○
医療法人和光会 一本松すずかけ病院	田川市 大字夏吉 142 番地	0947-44-2150	○	○	○
医療法人社団翠会 行橋記念病院	行橋市 北泉 3 丁目 11 番 1 号	0930-25-2000	○	○	○
医療法人十全会 おおりん病院	大野城市 中央 1 丁目 13 番 8 号	092-581-1445	○	○	○
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市 五条 3 丁目 8-1	092-922-3137	○	○	○
医療法人十全会 回生病院	宗像市 朝町 200-1	0940-33-3554	○	○	○
医療法人社団松和会 門司松ヶ江病院	北九州市門司区 大字畑 355 番地	093-481-1281	○	×	○
医療法人社団筑水会 筑水会病院	八女市 吉田 1191 番地	0943-23-5131	○	×	×
社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	久留米市 津福本町 1012	0942-33-1581	○	○	×

## 5 依存症治療拠点機関

- ◇ アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル依存症の3依存症について、下記の医療機関を依存症治療拠点機関として選定しています。

医療機関名	所在地	電話番号	対象の依存症
医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区雁の巣 1 丁目 26 番 1 号	092-606-2861	アルコール健康障がい
医療法人十全会 回生病院	宗像市朝町 200-1	0940-33-3554	薬物依存症
福岡県立精神医療 センター太宰府病院	太宰府市五条 3 丁目 8 - 1	092-922-3137	ギャンブル依存症

## 6 自助グループ

- ◇ 薬物やアルコール問題など、同じ悩みを抱えた当事者同士の、回復のための集まりです。
- ◇ 薬物依存者本人のためのグループ、アルコール依存者をかかえた家族のためのグループなど、さまざまなグループがあります。
- ◇ 福岡県内の自助グループの情報

[「ふくおかのセルフヘルプ・グループ\(仲間に出会いに行こう\)」冊子について 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](#)



## 7 飲酒運転相談窓口

- ◇ 県では、飲酒運転違反者やその家族等周囲の方による飲酒運転撲滅に向けた取組を支援するため、「飲酒運転相談窓口」を以下のとおり開設しています。
- ◇ 相談だけでは解決が困難な場合は、保健所、医療機関等の専門機関の紹介を行うなど、問題解決のための支援を行います。

医療機関名	所在地	電話番号	対象者
医療法人 優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区 雁の巣1丁目 26-1	092-609-9110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お酒がやめられず、飲酒運転をしてしまっている方</li> <li>・家族等の身近な方の飲酒運転にどう対応したらいいか悩んでいる方</li> <li>・飲酒運転の原因となる場合があるアルコールによる健康障がいを抱えている方</li> </ul>

## 8 性暴力加害者相談窓口

- ◇ 県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会という性暴力根絶条例の基本理念のもと、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援するため、「性暴力加害者相談窓口」を以下のとおり開設しています。
- ◇ 専門スタッフが対象者一人ひとりの相談内容に応じて、再犯防止専門プログラムの実施、就労等の生活自立支援や問題行動を是正するための専門医療機関の紹介等を行います。

窓口名称	所在地	電話番号	対象者
福岡県性暴力加害者相談窓口	(まずはお電話ください)	092-289-9398	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内の者や執行猶予、罰金刑となったもの等の性暴力加害者</li> <li>・性暴力加害者となることへの不安がある者(犯罪歴は問わない)</li> </ul>

# 8

## 児童の支援に関する 社会資源

## 1 児童相談所

- ◇ 18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行います。
- ◇ また、必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行います。

相談所名	所在地	電話番号	管轄地域
福岡児童相談所	春日市原町 3-1-7	092-586-0023	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 (新宮町を除く)
久留米児童相談所	久留米市津 福本町 281	0942-32-4458	久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
田川児童相談所	田川市弓削 田 188	0947-42-0499	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
大牟田児童相談所	大牟田市西 浜田町 4-1	0944-54-2344	大牟田市、柳川市、みやま市
宗像児童相談所	宗像市東郷 1-2-3	0940-37-3255	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
京築児童相談所	豊前市八屋 2007-1	0979-84-0407	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
福岡市こども総合相談センター	福岡市中央 区地行浜 2- 1-28	092-833-3000	福岡市
北九州市子ども総合センター	北九州市戸 畑区汐井町 1-6	093-881-4556	北九州市

## 2 児童自立支援施設

- ◇ 児童自立支援施設は、明治中期に民間篤志家が始めた感化事業に端を発した施設です。明治33年に制定された感化法のもとで「感化院」、昭和8年の少年教護法では「少年教護院」、昭和22年に制定された現行の児童福祉法で「教護院」という名称でしたが、平成10年4月の同法の一部改正により現在の名称になりました。
- ◇ 児童福祉法第44条に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的としています。
- ◇ 入所対象は18未満の児童です。入所した児童は、家庭的雰囲気のある寮舎で、保護者に変わる専任職員（夫婦制、交替制）と、寝食を共にしながら生活します。児童は集団生活の中で自律的・協調的な気風を身につけていきます。毎日それぞれが責任を果たし、規則正しい生活を送りながら、互いに気遣う温かな人間関係を学びます。日々の寮舎の清掃はもちろんのこと、住居環境の整備もできるだけ自分たちの手で行っています。花壇づくり、除草作業、農耕作業などを組み入れている施設もあります。
- ◇ 福岡県内には、県の出先機関として福岡学園（那珂川市）が設置されています。

## 3 自立援助ホーム

「住居確保に関する社会資源」参照

## 4 法務少年支援センター

「2 就労支援に関する社会資源」参照

## 5 子ども家庭支援センターはぐはぐ

- ◇ 子ども家庭支援センターは児童福祉法に基づく児童福祉施設で、子どもと家庭についての専門相談機関です。
- ◇ 地域の身近な相談窓口として、●子ども自身、●子育てをしている人、●子どもに関係するすべての方々の相談を受け、対応を一緒に考えたり関係機関を紹介したり、子育てのお手伝いをしています。
- ◇ ご相談に応じるのは、経験を培ってきた相談員、臨床心理士などの専門職です。

# 9

## 権利擁護・法律相談 支援に関する 社会資源

## 1 成年後見制度に関する相談機関

### ◇成年後見制度（法務省HPより）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

### ◇成年後見制度利用促進法

（厚労省HP [成年後見制度利用促進](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)より)

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めています。

#### （1）成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用 促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために国の基本計画を勘案して市町村計画を策定する（平成29年度～33年度）。

#### （2）地域連携ネットワークと中核機関

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとともにその整備・運営の中核となる機関を設置する。

### ◇専門職団体

専門職団体は、成年後見制度の利用のための相談や申立支援、本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための候補者推薦や地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力する体制を整備しています。



- ①福岡県弁護士会・高齢者・障害者総合支援センターあいゆう
- ・ URL : <https://fben.jp/whats/koureishougai.htm>
  - ・ 天神弁護士センター 092-724-7709(FAX 兼)
  - ・ 久留米法律相談センター 0942-30-0144 FAX 0942-32-2691
- ②福岡県司法書士会・リーガルサポートふくおか
- ・ URL : <http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>
  - ・ 電話相談 : 092-738-7050
- ③福岡県社会福祉士会・権利擁護センターぱあとなあ福岡
- ・ URL : <https://www.facsw.or.jp/>
  - ・ 電話相談 : 092-483-2941

## 2 法テラス

### ◇ 概要

- ・ 法テラスとは「日本司法支援センター」の通称であり、国が設立した法律支援団体のことです。法律トラブルを抱える人が必要な情報提供やサービスを気軽に得られるように、より身近な司法サービスのあり方を目指して設立されました。相談者からの問い合わせ内容に合わせて様々な無料サービスを行っています。
- ・ 法テラスは国、地方公共団体、弁護士会などと連携して、法律トラブルを抱えた人を解決へ導く様々なサービスを提供しています。

### ◇ 法テラスで利用できるサービスの内容

- ・ 情報提供業務：法律トラブルに関する情報を提供しています。法律トラブルが起きた際に、まず何から始めたらよいかわかるように無料で情報提供をしています。
- ・ 民事法律扶助業務：経済的に余裕のない人が法律トラブルにあった場合に、無料の法律相談を受けつけ、必要に応じて弁護士・司法書士費用などを立て替えます。
- ・ 法律相談援助：法テラスと契約している弁護士・司法書士が、1回につき30分間程度を目安に1つの問題につき3回まで無料相談を受けつけます。刑事事件は取り扱っていませんが、民事、家事、行政に関することであれば相談できます。
- ・ 代理援助：法律相談を経て相談者が専門家に依頼することを決めた場合、交渉や調停、裁判などの手続きの代理を依頼するためには、着手金や実費などの費用が必要ですが、法テラスではこれらの費用を立て替えてくれます。
- ・ 犯罪被害者支援業務：犯罪の被害にあった人やその家族の状況に合わせて、必要な支援を行っています。

### ◇ サービスの対象者

- ・ 日本国民または日本に住所があり合法に在留する外国人で、法人・組合などの団体は対象外です。

### 3 福岡県弁護士会

#### ◇ 触法障がい者支援スキーム（北九州市）

・北九州市では、刑事弁護を担当する弁護士が被疑者・被告人の障がいに気付いた場合に、直接北九州市障害者基幹相談支援センターに連絡し、センターの担当福祉職が弁護人と同行して被疑者・被告人に面会し、福祉的支援の必要性について説明する、というスキームが構築されています。

・また勾留中の短期間に、関係者会議を開催し、支援の方向性を定め、更正支援計画を作成します。この更正支援計画の作成に弁護人も参画し、被疑者・被告人の環境調整を一緒に行います。

・被疑者・被告人が釈放された場合には、再度関係者会議を開催し、中長期的な支援計画に従い、元弁護人としての役割を定めて当事者と関わり続ける等の活動をしています。

#### ◇ 触法障がい者支援スキーム（福岡市）

・福岡市では、担当弁護士が、福岡県弁護士会を通して市障がい者基幹相談支援センターに支援申込みを行うことで、次のような支援を受けることができるというスキームが構築されています。

① 同基幹相談支援センターから指示・依頼された福祉職が、接見に同行し、

② 当該被疑者・被告人の障害や成育歴等にかんがみて適切な福祉的支援を検討し、各福祉施設・機関と連携して、

③ 当該被疑者・被告人の更生を支援するための短期、中期及び長期的な計画を立案する。そして、国選弁護士は、かかる計画を検察官や裁判所に提出して、不起訴を求めたり、判決において情状証拠としたりしている。

④ また、当該福祉職が、証人として出廷することもある。

⑤ さらに、当該福祉職や弁護士が、刑事事件終了後も、当該被疑者・被告人のために、支援のためのケース会議等に出席することもある。

#### ◇ 当番弁護士

・逮捕されたときに相談できる弁護士がいない場合、自ら警察官等に「当番弁護士を頼みたい」と言うか、家族や関係者が電話で当番弁護士を依頼することにより（下記電話番号参照）、その日当番の弁護士と面会することができる制度です。

・当番弁護士は、出勤依頼後すみやかに本人がいる警察署等に出動し、警察官の立会なしに、逮捕された人と面会し、その人の言い分を聞いたり、その人の権利やこれからの手続きなどについて説明したりします。

・当番弁護士が、面会（接見）に来て法的なアドバイスを行うことは1回目まで無料です。

・当番弁護士の連絡先

福岡地区 092-733-0333

北九州地区 093-583-3800

筑後地区 0942-32-2719

筑豊地区 0948-28-7555

◇ 権利擁護

①子どもの権利を守る

- ・子どもの抱える問題について弁護士が直接相談にのるために、毎週土曜日 12:30～15:30、子どもの人権 110 番（092-752-1331）という無料電話相談を実施しています。
- ・また、子どもの代理人活動、学校内における様々な人権侵害に対する救済のための活動、いじめ予防授業など、子どもの権利を守るために様々な取り組みをしています。

②高齢者・障がい者を守る

- ・福岡県弁護士会高齢者障害者総合支援センター「あいゆう」を通じて、高齢者・障がい者を対象とした無料電話相談や面談相談・出張相談、福祉業務に携わる方々を対象とした無料電話相談を実施しています。相談の受付は毎週月曜から金曜まで（祝日は除く）午前 10 時から午後 4 時まで行います。相談を希望される方は、「あいゆう」の専用の電話又は FAX で、いずれも 092-724-7709 まで。
- ・また、福岡県社会福祉士会と協力し、福岡高齢者虐待対応チームを結成し、高齢者や障がい者を虐待から守る活動も行っています。

③精神疾患での入院患者の権利を守る

- ・1993 年から全国初の精神保健当番弁護士制度を発足し、精神科病院の入院患者からの法律相談を受け、代理人となって精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行っています。

④消費者の権利を守る

- ・情報量などで弱い立場に置かれている消費者が被害にあう問題（多重債務問題、商品先物取引トラブル、PL 問題、訪問販売トラブル等）について、被害にあった消費者を救済するために様々な無料電話相談会を開催しています。

⑤犯罪被害者の権利を守る

- ・当会の運営する犯罪被害者支援センターを通じて、犯罪被害者を対象とした無料電話相談活動を行っています。また、被害届や刑事告訴、加害者への損害賠償請求、犯罪被害者給付金申請、刑事事件の被害者参加など、様々な形で犯罪被害者を支援する活動を行っています。

⑥生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

- ・生活に困窮した方が生活保護を拒まれた場合などに費用負担なしで生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）によって相談を受け、申請に同行したり審査請求を行います。

⑦ 借金の整理について

借金の整理の方法について、弁護士が無料で相談を受けております。

⑧ その他一般の法律相談

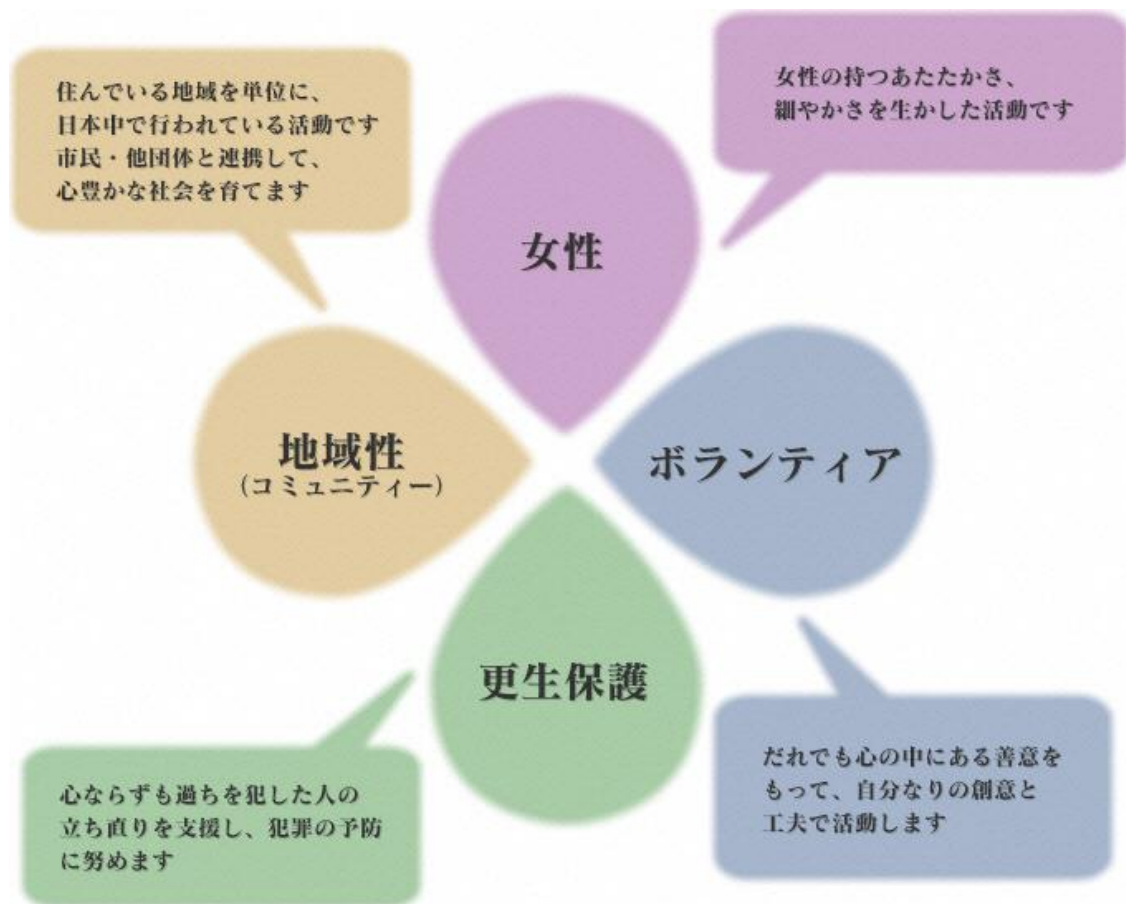
その他、様々な法律問題について、県内18か所の法律相談センターで弁護士が相談を受けています。相談の予約等については0570-783-552で受け付けています。

# 10

## ボランティア活動 に関する社会資源

## 1 更生保護女性会

- ◇ 更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
- ◇ 全国で約17万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。
- ◇ 福岡県内に34の地区会があり、3,384名の会員が登録しています（令和2年4月1日時点）
- ◇ 福岡保護観察所内に福岡県更生保護女性連盟事務局が設置されています。



## 2 BBS会

- ◇ BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。
- ◇ 近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。
- ◇ 福岡県内に11の地区会があり、371名の会員が登録しています(令和2年4月1日時点)
- ◇ 福岡保護観察所内に福岡県BBS連盟事務局が設置されています。

### ●サラちゃんの更生ものがたり



昔の私は、悪いことばかりする  
非行ペンギンでした。



でも、BBS会のイルカ姉さん  
とのふれあいや、

1 2

3 4



更生保護女性会の  
オコジョさんのおかげで、



立ち直りました！  
更生ペンギンです！

### 3 少年警察ボランティア

- ◇ 少年警察ボランティアは、少年の非行防止や健全な育成に欠かせない、大切な存在です。「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、警察から委嘱された多くの民間スタッフが都道府県・市町村・学校などと連携してボランティア活動に従事しています。
- ◇ 少年の非行防止・健全育成のためには、警察などの行政機関のみならず、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」との意識を持って自発的な取組を行うことが必要です。このため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域の方々が、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動に当たっています。これらの方々を総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。
- ◇ 警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置付けており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。
- ◇ 少年警察ボランティアの代表的な名称は、「少年補導員」、「少年指導委員」、「少年警察協助力員」ですが、それ以外の名称で呼ばれる場合もあります。また、少年と年齢に近い大学生等にボランティアを委嘱するようなケースも増えています。

#### <主な活動の場>

活動分野	活動内容
(1) 街頭補導活動	公共の場所等において不良行為少年等に対し、助言・指導などを行います。
(2) 相談活動	少年や保護者等からの相談を受け、助言・指導などを行います。
(3) 少年の活動機会の提供と居場所づくり	少年に対しスポーツ活動や社会奉仕活動等への参加を呼びかけ、居場所づくり活動を推進します。
(4) 被害少年支援	いじめや性犯罪などの被害を受けた少年に対し、心の傷が癒されるよう、専門家と連携しつつ、継続的な支援を行います。
(5) 広報啓発活動	地域全体の非行防止や防犯などを推進するために、パンフレットの配布やイベントの開催など、様々な活動を行います。

#### <対象となる少年>

根拠法令	区分	
少年法	少年	20歳に満たない者
刑法	刑事未成年者	14歳に満たない者の行為は罰しない
民法	成年	年齢20歳をもって、成年とする
児童福祉法	児童	満18歳に満たない者
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳に満たない者



#### 4 社会福祉協議会ボランティアセンター

##### ◇概要

- ・ ボランティア活動を行っている個人・団体を応援したり、これからボランティア活動を始めてみたい、という方のための架け橋となっているのが「ボランティアセンター」です。
- ・ ボランティアセンターでは、ボランティアの育成と活動の輪を広げるために、様々な事業を行っていますので、問い合わせください。

##### ◇ボランティアセンターについてのお問い合わせ

- ・ 福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 地域課  
TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369
- ・ 市町村社会福祉協議会ボランティアセンターについては「5 生活困窮者を支援する社会資源」の「3 生活資金貸付制度窓口」参照

## 参考資料 矯正施設における再犯防止に向けた取組

### 1 就労支援について

#### (1) ハローワーク職員の常駐

##### 【対象施設】

福岡刑務所

##### 【内容】

ハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、刑務所釈放前から支援を実施している。

#### (2) 就労支援スタッフの配置

##### 【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所、福岡拘置所、筑紫少女苑、福岡少年院

##### 【内容】

個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。

#### (3) 出所者等の雇用経験のある事業主等による職業講話

##### 【実施施設】

福岡刑務所

##### 【内容】

特別改善指導として実施している就労支援指導において、出所者等の雇用経験がある事業主等による職業に関する講話を実施している。

#### (4) 刑事施設内での採用説明会

##### 【実施施設】

福岡刑務所、福岡拘置所

##### 【内容】

刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を実施することで、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。



## 2 高齢者支援について

### (1) 認知症の早期診断の実施

#### 【対象施設】

福岡刑務所

#### 【内容】

60歳以上の受刑者の入所時に認知症検査を実施し、同検査の結果、認知症の疑いがあると判定された人に対して、医師による診察を行っている。

### (2) 介護専門スタッフの配置

#### 【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

#### 【内容】

認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、必要に応じて、刑務官や看護師等が日常生活（特に食事、排泄、入浴等）の介助を行ってきたところ、専門的な知識・経験を有する人が介助を行う方が適当であることを考慮し、介助が必要な高齢受刑者等に対し、介護・介助業務を行っている。

### (3) 福祉専門官の配置

#### 【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

#### 【内容】

特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする人の増加に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、平成26年度からは福祉専門官（社会福祉士等の資格を有する常勤職員）を配置し、支援・指導等を行っている。

### (4) 健康運動指導士の招へい

#### 【対象施設】

福岡刑務所

#### 【内容】

高齢受刑者には、運動機能を始めとする身体的機能の低下が認められる人が少なくないが、このような受刑者の出所後の社会生活において必要となる体力等の維持・回復を図る目的で、健康運動指導士による身体機能や生活能力を維持・向上させるための指導を行っている。

### (5) 作業療法士の配置

#### 【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

#### 【内容】

精神又は身体に障がいがある受刑者の他、加齢による身体機能の低下が顕著な受刑者に対して、介護予防や社会的適応能力の回復を図るため、作業療法士（OT）を配置してリハビリテーション等を行っている。

### 3 その他

#### ○ 処遇カウンセラーの配置（薬物、カウンセリング、性犯）

公認心理師又は臨床心理士の資格を有する講師等を配置し、専門的知識に基づいた支援等を行っている。

##### ① 薬物担当

###### 【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所、福岡拘置所

###### 【内容】

特別改善指導として実施している薬物依存離脱指導について、同指導を効果的に行うために、専門的知識に基づいた支援等を行っている。

##### ② カウンセリング

###### 【対象施設】

福岡刑務所

###### 【内容】

カウンセリングを受けることが必要であると認める受刑者に対するカウンセリングを実施している。

##### ③ 性犯担当

###### 【対象施設】

福岡刑務所

###### 【内容】

特別改善指導として実施している性犯罪再犯防止指導について、同指導を効果的に行うために、専門的知識に基づいた支援等を行っている。

